

1 議 事 日 程 (第 2 日)

(令和 7 年第 3 回有田川町議会定例会)

令和 7 年 9 月 1 1 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

日程第 1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである (14 名)

1 番	濃 添 勇 作	2 番	栗 山 昌 之
3 番	本 下 雅 敏	4 番	椿 原 竜 二
5 番	中 島 詳 裕	6 番	星 田 仁 志
8 番	谷 畑 進	9 番	西 弘 義
10 番	林 宣 男	11 番	岡 省 吾
12 番	森 谷 信 哉	13 番	堀 江 眞 智 子
14 番	増 谷 憲	15 番	殿 井 堯

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

4 番	椿 原 竜 二	13 番	堀 江 眞 智 子
-----	---------	------	-----------

6 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の氏名 (14 名)

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	坂 頭 徳 彦
住民税務部長	小 澤 俊 彦	福祉保健部長	井 本 英 克
総務政策部長	中 屋 正 也	消 防 長	岩 井 伸 幸
産業振興部長	南 長 寿	建設環境部長	森 本 博 貴
清水行政局長	中 谷 芳 尚	総 務 課 長	原 秀 文
財 務 課 長	青 石 元 希	企画調整課長	寺 杣 眞 英
教 育 長	片 嶋 博	教 育 部 長	中 平 洋 子

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名 (2 名)

事 務 局 長	山 縣 和 弘	書 記 裕 幸 雄
---------	---------	-----------

令和7年第2回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	椿原竜二	1. 熱中症対策について 2. 世界農業遺産認定の活用と今後の展望は
2	殿井 堯	1. 吉備地域の個人住宅建築増に伴う問題について
3	中島詳裕	1. 森林環境税の活用と今後の林業振興について 2. 盛土規制法への対応について 3. 道路行政の在り方について
4	増谷 憲	1. 図書館・図書施設の運営やあり方は 2. 学校トイレの整備について 3. 小中学校体育館へ空調設備の設置。各家庭への空調設備の設置補助制度を 4. 「育休退園問題」について
5	堀江眞智子	1. 奨学金返済支援制度の創設を 2. 課題を抱える子どもの多様化に対応するために、町として小中学校への支援策の拡大などについての考えは
6	栗山昌之	1. 通学路やスクールゾーンを含む町民の安全対策について 2. 町で設立運営を行っている委員会・協議会の委員等は公募や議事録の公開は
7	岡 省吾	1. 川遊び等滞在者が放置するごみの対策について 2. 大規模災害を想定しての町の考えについて

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（谷畑 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか13人であります。

……………日程第1 一般質問……………

○議長（谷畑 進）

日程第1、一般質問を行います。

配付のとおり、7名の議員から通告をいただいておりますので、順次許可します。

……………通告順1番 4番（椿原竜二）……………

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君の一般質問を許可します。

椿原竜二君の質問は、一問一答形式です。

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

皆様、改めましておはようございます。4番、椿原竜二でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私たちの任期も残り僅かとなり、この一般質問で壇上に登壇させていただくのも、今回を含めて残り2回となりました。残り僅かとなりましたけれども、しっかりと責任を果たせるように努めてまいります。それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず1項目めは、熱中症対策についてであります。

近年の夏季における気温上昇は顕著であり、地球温暖化の影響も背景に、もはや猛暑という言葉が特別ではなくなってきました。全国的に見ても、熱中症による救急搬送者数は毎年のように増加し、重篤化や死亡に至るケースも後を絶ちません。

今年8月末までに東京23区では、熱中症による死者数が100人を超えたと報じられております。とりわけ高齢者や子供は体温調節機能が十分でないため、リスクが高く、また屋外作業に従事する方々やスポーツ活動を行う児童生徒にとっても、命に関わる深刻な問題であります。

本町においても例外ではなく、住民の命と健康を守る観点から、早期の対応やきめ細やかな支援が求められております。現状の把握と予防策の強化など必要と考え、お伺いをいたします。

1点目は、まず町内における熱中症による救急搬送者数の推移や年齢別の傾向について、どのように把握しているのでしょうか。

2点目は、こども園や小中学校において、園児・児童生徒が熱中症を発症した事例はあるのでしょうか。また、発生時の対応体制はどのようになっているのでしょうか。こども園や小学校ではどのような予防策を実施しているのかお伺いをいたします。

3点目は、独居高齢者や要支援者に対し、見守り体制や支援策は行われているのでしょうか。

4点目は、熱中症に関する正しい知識や予防行動を広く町民に伝えていくための広報、啓発活動について、町としてどのように取り組み、今後さらに強化をする考えはあるのか。SNSや防災無線、地域イベントなどを活用した情報発信の工夫も含めお聞かせください。

一般質問2項目めは、世界農業遺産認定の活用と今後の展望についてであります。

令和7年8月27日、有田・下津地域の石積み階段園みかんシステムが、世界農業遺産に認定されたと発表がありました。本町の基幹産業である有田みかんが国際的に価値が認められたことは、地域にとって大きな誇りであり、先人の方々が積み上げてきた知恵と努力が世界に評価されたあかしでもあります。この喜ばしい出来事を単な

る称号として終わらせることなく、町の将来にどのように生かしていくのかが問われていると感じております。

世界農業遺産は、社会や環境に適応しながら、何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業として文化的価値を持つものと認められる制度であり、観光や教育、産業振興など幅広い分野に波及効果が期待されております。本町においてもこの機会を生かし、地域資源の価値を再確認するとともに、住民が誇りを持って暮らせるまちづくりにつなげることが重要であります。そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

1点目は、世界農業遺産の認定を観光戦略にどのように位置づけ、国内外に向けたPRをどのように展開していくのでしょうか。

2点目は、認定を生かした商品開発や農業遺産ブランド化について、どのような計画や構想を持っているのでしょうか。

3点目は、次世代を担う子供たちに対し、世界農業遺産の価値をどのように伝え教育に取り入れていく考えか。地域学習や総合学習を通じて自らの地域に誇りを持てるような教育活動を推進していく必要があると考えますが、町の方針をお伺いいたします。

4点目は、学校給食などを通じて、子供たちが農業遺産の価値を味わいとして実際に体感できる取組を進める考えはあるのでしょうか。ミカンジュースや関連加工品を給食に活用し、農業遺産の価値を身近に感じられる取組について考えをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。今回もまた7名の議員が御登壇いただけるということで、私を含め各部長、課長併せて丁寧に御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、椿原議員の1点目の質問にお答えをさせていただきます。

熱中症対策でありますけれども、とにかく今、日本中、物すごい猛暑ということで、和歌山県もですみずと熱中症警戒アラート、まだ今日になっても9月の中頃ですけれども、30度を超えるというような天候が続いております。

町内の熱中症による救急搬送者数については、消防長に答弁をさせたいと思っております。

次に、こども園、小中学校の発生状況については、教育長に答弁をさせたいと思っております。

次に、独居高齢者や要支援者への見守り体制や支援策についてでございますが、あんしん電話を設置している高齢者宅には、委託事業者から月1回安否確認の電話を実施しております。地区の民生委員さんについては、見守り協力員と協力し、地区内の

気になる御家庭を定期的に訪問時、安否確認や熱中症に関する注意喚起を行っているところでございます。また、町の職員が高齢者宅等を訪問したときは、熱中症に関する注意喚起などを行っております。

続いて、熱中症の正しい知識や予防行動の広報・啓発活動についてでございますけれども、町のホームページや広報誌、熱中症予防の広報を実施、庁舎に熱中症予防のポスターを掲示するとともに、消防署では救命講習等を通じて予防対策や応急手当についての普及活動に努めているほか、福祉保健部では、町主催の健康フェア等で啓発を行うなど周知に努めております。

また、地域の運動教室などでの啓発や、社会福祉協議会介護サービス提供事業者などと連携し、サービス利用者等に熱中症予防の啓発を行っております。今後とも広報啓発活動については、継続的に実施していくとともに、防災行政ナビなどを活用していきたいと考えております。

次に、2点目の農業遺産認定の活用と今後の展望についてであります。

議員おっしゃるとおり、有田・下津地域世界農業遺産推進協議会から令和5年10月に国際連合食糧農業機関（FAO）へ申請をしていました。有田・下津地域の石積み階段園みかんシステムが8月26日に世界農業遺産に認定されました。本町にとりましても大変喜ばしく意義深い出来事であり、これまで認定に向けて御尽力をいただいた全ての関係者の皆さんに感謝を申し上げます。

実は11月にイタリアの多分ローマだと思っておりますけれども、認定式がございます。和歌山県から5名参加して出席すると聞いております。いずれにしても大変うれしいことで、このシステムは有田・下津地域の基幹産業である温州みかんの生産を中心に、400年以上前から農家の手により壮大な石積み階段園を築き上げ、自然条件を巧みに生かして多様な品種系統を導入し、貯蔵技術も駆使することで年内の有田みかん、年明けの下津蔵出しみかんといった長期リレー出荷を実現した世界的に重要な農業システムであり、かんきつで認定されるのは世界で初めてでございます。

それでは、御質問1つ目の世界農業遺産認定を観光戦略にどう位置づけ、PRをどう展開していくのかでございますけれども、まずは世界に認められたこの農業遺産を広く国内外の方々に知っていただくことが重要であり、推進協議会を通じ、県をはじめJA等生産者団体、観光協会とも連携し、様々なPR機会を創出していきたいと考えております。手始めに、来る10月4日・5日にJR大阪駅にて県が行う観光PRイベントへ出店し、農業遺産PRを行う予定であります。ミカン産地が認められることから観光と物産の両輪での戦略を構築していきたいと考えております。

続いて、2つ目の認定を生かした商品開発や農業遺産ブランド化等の計画についてでございますが、まずは町内生産者や加工業者の民間活力により、今回の世界農業遺産認定を活用し商品開発、販路開拓を進めていただきたいと考えております。現在、推進協議会によりロゴマークを作成中であり、9月下旬に公表予定となっております。

町内の生産者や加工業者にもロゴマークを積極的に活用していただくよう推進していきたいと思えます。また、ふるさと納税返礼品への積極的な採用や、各種ポータルサイトへの掲載などにより、認定を生かした商品開発をバックアップしていきたいと思えます。

続いて、3つ目の次世代を担う子供たちに世界農業遺産の価値を伝えていく考え、4つ目の学校給食を通じて農業遺産の価値を体感できる取組を進める考えについてでございますけれども、農業遺産に認定されて以降、県振興局との連携により農業遺産に係る小中学校への出前授業を実施してきました。また、毎年実施していただいております農業士会・4Hクラブ合同による町内のこども園、小中学校を対象とした学校給食等へのみかん贈呈事業にも町も参画させていただき、その際、将来の有田川町を担っていく子供たちのために、農業への関心やミカンに対する理解を深めてもらうためチラシを配布しているところであります。

今後は、これまでの取組を強化していくとともに、協議会において小学生向け社会科副読本を作成していくこととなっております。それらも有効に活用していきたいと思えております。いずれにいたしましても、この認定を契機に、世界に認められた歴史や文化、栽培技術や石積み階段園の景観など、400年以上前から続く地域の宝を未来へ継承するため、推進協議会と連絡を図ってまいりながら、ミカンの販売促進や誘客のための情報発信など、地域と一体となった取組を展開し、ブランド力の向上や関係人口の増加につなげていければと思えております。

とにかく今、認定された時点でありまして、これからまたいろんな業者の方もですねこれを通じた商品開発をやってくれると思えます。そういうことが出てくればですね、町も全面的にバックアップをしてこの機運を盛り上げていきたいと思えますし、また高野山から清水の有田川流域の日本農業遺産もありますので、これも今、これから世界遺産登録に向けて県と一緒に頑張っていく計画がありますので、これも非常に大きな励みになると思えます。いずれにしても非常にめでたいといううれしいことで、この機会を十二分に生かせるように町もバックアップしていきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（谷畑 進）

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

椿原議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、町内の熱中症による救急搬送者数についてでございますが、令和7年度は36名、令和6年度の同時期で46名、同じく令和5年度36名となっております。

次に、年齢別傾向といたしましては、令和7年度36名のうち、65歳以上の高齢者が25名、成人が8名、小児が3名で、高齢者が全体の69%と高い傾向にあり、全国的にも同様の傾向であります。

また、小中学校における救急搬送者数は、令和7年度1名で、こども園からの搬送はありません。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

椿原議員の御質問にお答えさせていただきます。

今年度、町立認定こども園での発生件数はゼロ件、学校では中学校で1件のケースがございました。個人の特定を避けるために詳細は申し上げられませんが、学校の迅速な対応により事なきを得てございます。

熱中症を疑う症状がある場合は、まず意識障害の有無を確認します。応答が鈍い、意識がない、言動がおかしい等、意識障害がある場合はすぐに救急車を要請し応急手当を行います。意識障害がない場合は、涼しい場所に運び、衣服を緩め寝かせます。体を冷やし水分や塩分の補給を行い、症状が改善するか経過観察し、改善されないときは病院を受診します。

予防策としましては、こども園、小中学校ともに暑さ指数を確認することが基本となっております。小まめに休憩や水分補給を行うほか、こども園では外遊びや水遊びの際は、テントやパラソル、遮光ネットを活用し日陰をつくとともに、必ず朝御飯を食べて登園させるようお願いをしました。

学校では、ミストシャワーを活用する、登下校時に体操服着用を許可し暑さを緩和する、プールの授業を午前中の涼しい時間帯に実施するなど様々な工夫をしています。また、園だよりや保健だより、休憩時間に校内放送で熱中症予防の啓発を行うとともに、定期的に児童生徒に予防を呼びかけているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

はい、答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。まず、熱中症対策についての再質問から行わせていただきます。

町内で36件の救急搬送があったという答弁でありました。確かに高齢者が69%、全国的にそうですけれども、やはり高齢の方々が救急搬送されるケースというのが非常に多いと。

そしてまた、ニュースとかでも報じられておりますけれども、家の中、室内においてでもですね熱中症になってしまって救急搬送されてしまうというケースが多発しているというふうなことをお伺いしております。

町内でちなみに屋内、屋外、救急搬送の数把握していれば御答弁いただけますか。

○議長（谷畑 進）

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

はい、椿原議員の再質問にお答えさせていただきます。

令和7年度におきましては36件中、屋内が19件、それから屋外が17件となっております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

はい、答弁ありがとうございます。

まず、本当に屋内におつても熱中症になってしまう、ここ本当に最近そういうケースが増えてきていて、高齢の方々もそうですし、電気代も高騰してしまつて、部屋におるけれどもエアコンをつけずにいる、また高齢の方々が暑いと感じていないというケースもあるというふうなことをお聞きしております。こういったところは、やっぱりしっかり啓発活動であったり広報活動というのを進めていただきたいというふうに思っております。

熱中症警戒アラートのところなんですけれども、本当に今年も熱中症警戒アラートが多発しております。8月だけでも28回とかですかねなので、本当にほとんどの日が熱中症警戒アラートが出ているという状況で、恐らく町内の方々も熱中症には気をつけるのは気をつけるけれども、毎日警戒アラート出たしまつて意識が薄れてしまうという傾向もあるのかなというふうに思っています。

熱中症警戒アラートが多発しているところで気になるのが、やっぱり学校で体育の授業であったりプールの授業時数こういったところが十分確保できているのかお答えいただけますか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

はい、椿原議員の再質問にお答えします。

学校の水泳の授業の必要時間数につきましては、学習指導要領では定められておりませんが、年度開始前に各学校で暑さによる中止を見込んで実施時間数を計画しているところでございます。比較的気温の低い1・2時間目に授業を実施し、実施期間を9月中旬まで実施するといった工夫などをいたしまして、計画した時間数を行えるように取り組んでいるところでございます。

また、水泳以外の体育の授業についても、中止になった場合は振替授業で対応させていただきます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

はい、答弁ありがとうございます。

本当に暑過ぎてプールの授業ができないあのそういった事例もよくお聞きをしております。ある程度工夫してくださっているとは思いますが、学習指導要領に定められていないからといってですね、授業時数少なくてもいいんだという考えではなくて、しっかり確保しながら取り組んでいただきたいなど。恐らくやってくれていると思っておりますけれども、やってほしいなどと思います。

もう一点、学校で気になるのが、子供たちが学校へ行くときに、恐らくほとんどの子水筒を持って登校しているのをよく見かけるんです。この水筒が空になった場合、学校で水分補給きちんとできるような体制というのは整っているのかお伺いいたします。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

はい、再質問にお答えします。

学校では、児童生徒や家庭に対しまして、夏場は多めに水分を持ってきていただくようお願いしているところです。万が一の場合に提供できる程度の水分や、また経口補水液の準備のほうは学校のほうで整えております。

また、全ての中学校におきましては、ウォータークーラーの設置により水分の補給ができる状態となっております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

はい、全部の中学校でウォータークーラー設置されているというところで、少し安心をさせていただきました。

もう一点お聞きしたいのが、4年前の9月の定例会でも、一般質問させていただいたんですけれどもそれが学校体育施設のエアコン設置という一般質問させていただきました。そのときですね、優先順位つけながらやっていくんだという町長の答弁をいただきまして、それから4年がたちましたけれども、吉備中の武道場がまずエアコン設置されて、その後、金屋中学校の体育館にもエアコン設置されて、この2つの体育施設に空調設備が設置されたんです。4年で2か所というのが、まあまあ早いのか遅いのかと、そういった議論もあると思っておりますけれども、まず学校体育館のエアコンの設

置の進捗状況というのを教育部長、お答えいただけますか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

はい、お答えします。

小中学校の空調設備の設置につきましては、建物の状態、また立地している場所、利用する目的や頻度、そして、利用人数または避難所として求められる役割等を考慮いたしまして優先順位をつけ、現在、整備を計画しているところでございます。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

はい、答弁ありがとうございます。

確かに少しずつ、今進んできている状況は状況であります。町長にお伺いしたいんですけども、文科省でもこの体育館の空調設備というのを早期実施に向けて取組されているんです。昨年度令和6年度の補正やったと思うんですけども、空調設備整備臨時特例交付金というのが創設されているんです。というのも、国もですね、やっぱり体育館であったりとか、ましてや避難所になるところというのは、やっぱり空調をつけていかなあかんというふうな国の方針が出ている状態なんです。んで、これもまあ恐らく一般質問せずに待っててもという言い方はおかしいですけども、待っていても恐らく少しずつ少しずつ、ついて計画されて進んでくるのかなというふうに思っています。

けれども、全国的に見てもそうですし、県内を見てもそうなんですけれども、今、短期間でできるだけ短いスパンで一気には一とこの空調設備つけていこうというふうな風潮といいますか、そういった自治体ぽつぽつと出てきておるんです。なので、私はこの有田川町でも空調設備の整備というのをできるだけ短期間、できるだけ早い段階で完了に向けて計画していくということが大事じゃないかなというふうに思っているんですけども、その辺町長のお考えをお聞かせいただけますか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

はい、おっしゃるとおりですね、中学校の体育館については、あともう清水地域の今いろんな条件を調べてますけれども、これはもう来年度中やってですね、残るは小学校の体育館、これは非常に数が多いです、9校ありますかね。僕もこれを短期間でやれということを今、教育委員会のほうに言うてますけれども、なかなか一遍に9か所を1年、2年でやるというのは無理だと思います。

それでこの交付金についても、令和15年度までという期間もありますんで、でき

るだけです。早い時期に、多分あの1年間に複数の学校になると思いますけれども、準備をしてくれということで今やっています。ただ、あのね交付金の頂ける条件というのがありますので、それをしっかりと見入って、あの交付金につく以上はできるだけ短期間で、僕はできるだけもう3年ぐらいでやってほしいなという思いで今言っているところでもあります。非常にこう件数が多いので、どのぐらい早めるか分かりませんが、短期間でできるだけ早くつけるように、教育委員会にも努力してくれということをお願いしています。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

はい、町長、前向きな答弁ありがとうございます。心強いです。

あの本当に町長おっしゃるとおりですね、このどうしても1年1校ずつとか、2年で1校ずつみたいな感じでしか財政的にも本当に厳しいというのは分かっているんです。けれども、命に関わる場所なんで、町長おっしゃるとおり、1年で複数校というのを計画できればなど、それが一番理想やなというふうに私も思っています。

次にお聞きしたいのが、初めの答弁の中にですね、こども園での熱中症がゼロ件だったというふうなことをお聞きしました。本当にこの暑い中で、私は保育士さんの方々というのは本当に頑張ってくれてるなというふうに感じておるんです。ましてやこの中学生とかになれば、自分で暑いとか、水分取るとか自分でできますけれども、やっぱりこども園へ通っている子供に関しては、なかなかやっぱりこの自分で水分を取るとというのが多分そんなに意識持つてできることではないですから、本当に保育士さん常に気をつけながらやってくださっているなと思っています。

そこでお聞きしたいのが、この有田川町内のこども園を見たときに、こども園でもですね看護師さんが配置されているこども園と配置されていないこども園があるんです。これ何でなんかなと思っているのと、全てのこども園にやっぱりこの看護師さんを配置できればいいのになという思いもあるんですけれども、その辺教育部長、どのように考えてますか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えいたします。

こども園におけます看護師の配置につきましては、義務づけられたものではございませんので、現在は町では半数のこども園に看護師を配置している状況でございます。配置していない園におきましては、配置している園と連携を取りながら現在対応して

いるという方針になっております。全ての園への配置につきましては、今後、情勢を見ながら見極めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

これも確かに財政的などころも考えながらやっていかなあかんところなんで、難しいかなというふうには思うんですけども、教育長にお聞きしたいんですけども、こども園園によって配置に差があるというところは、やっぱり保護者にとっての不安要素にもなるというふうに僕は思うんです。で、子供のためであること看護師さんが配置されているのは子どものためになるというのは、これはもちろんそのとおりやと思うんですけども、それだけではなくて、やっぱり働く保育士さんにとっても本当に心強い味方になってくれるんじゃないかなと、そういった働く保育士さんにとっても働きやすい環境というのにやっぱりつながってくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、看護師さんをこども園に配置してますけれども、この看護師さんの主な役割であったり仕事内容というのは教育長、どのように考えておりますか。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えいたします。

基本的に本町のこども園、大変人数の多い、ありがたいことなんですけどもそういう園がございます。そこではいろんな体の調子の悪いことが発生しますので、そういったところにまず今配置させていただいております。それから、個別に対応しなければならぬような場合がございましたら、そこへ配置する。あとは、もう今のところはですね兼務ってきっちりやってないんですけども、出向いていただいたりとか、保育園長のニーズとか、それから保護者の方のニーズにできるだけ応えていけるように努めてまいりたいと考えております。部長が答弁したとおり、今後の情勢を見極めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

私はやっぱり全てのこども園に看護師さんも配置できればなど。熱中症のときなんかの対応もそうですし、それだけではなくて、ふだんの健康管理とかそういったとこ

るもやっていただけるのかなというふうに思うので、私はここお金をかけてやっていくべきだなというふうに思っています。

全てのこども園は難しいとしてでも、せめてやっぱり巡回看護師さんといいますか、そういった方々もしっかりと活用していただけたらなど。また、こども園とも連携を取っていただきたいなど。現場の方々もそうですし、恐らく現場の方々に聞けば、看護師さんもいてくれたほうがいいよというのは、ほぼ多分間違いないと思いますんで、そこはしっかりと耳を傾けながら、それこそ今回、熱中症ゼロ件、保育士さんは本当に一生懸命これ気をつけながらやってくれてるなど思っていますんで、ぜひ力を貸していただきたいなというふうに思っております。答弁は結構です。

次にですね、去年でしたか、ほかの議員さんからクーリングシェルターという話が出てました。クーリングシェルターの設置状況を部長にお伺いいたします。

○議長（谷畑 進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

椿原議員の再質問にお答えしたいと思います。

クーリングシェルターにつきましては、熱中症特別警戒アラートが発表されたときに、熱中症予防のために開放する施設のことでございまして、今年度、吉備庁舎、金屋庁舎、清水行政局の3庁舎をクーリングシェルターとして指定のほうをいたしたところでございます。

開設状況については、今年度は熱中症特別警戒アラートというのは発表されていないので、現在のところ開設は行っておりません。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

3庁舎をクーリングシェルターとして指定されたという答弁でありました。

熱中症特別警戒アラートが今年発表されてませんから開設しなかったということでありましたけれども、熱中症特別警戒アラートの違いと熱中症警戒アラートの違い、また熱中症警戒アラートの発表状況、先ほど私、8月は28回やったかなというふうにこっちから言うてもたんですけれども、この違いと件数を把握していればお答えいただけますか。

○議長（谷畑 進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

お答えいたします。

熱中症特別警戒アラートにつきましては、暑さ指数を観測する地点というのが県内

に11か所ございます。この11か所全てにおいて、その日の最高の暑さ指数というのが35に到達すると予測される場合に、前の日の午後2時頃に発表される情報でございます。

熱中症警戒アラートにつきましては、県内の11か所の観測地点の1か所でも、その日の暑さ指数が33に到達すると予測される場合に、全日の午後5時頃発表される情報でございます。

発表回数につきましては、熱中症特別警戒アラートというのは令和6年度から始まっているんですけども、令和6年度、7年度ともにゼロ回となっております。熱中症警戒アラートにつきましては、令和7年度8月末現在で55回発表されております。ちなみに令和6年度につきましては、同時期6月、7月、8月の3か月で50回、令和6年度全体では65回、令和5年度年間全体で38回、令和4年度が32回という形になってございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

もう今年55回というところで、まあまあこれまでに比べても本当に増えてきている、どんどんどんどん増えてきている状況で、8月末時点ですから、9月になった今でも熱中症警戒アラートが出るぐらいですから、もっと増えるのかなと思ったら、去年よりも本当に多い熱中症警戒アラートが発生されるという状況であります。

そういった中でも、特別警戒アラートというのが発生されていないということですが、確かに県内全てで、多分観測地点11か所全てがそういうふうになることというのはなかなかないんじゃないかなと、県内を見れば高野山とかがありますから、ここはなかなか特別警戒アラートにも到達しないのかなと思いますけれども、到達したら多分この辺は本当に外に出れないぐらい暑いんじゃないかなというふうに思っています。

クーリングシェルターは3か所というふうに設置したというふうな答弁でありましたけれども、私が気にしているのは、我々大人はまだ、私なんかはそうですけれども、ふだん車で移動していて、暑くても車はエアコンが効きます、庁舎に来てエアコンが効いてますから、まだエアコンが効いたところで避難といいますか、涼むことができる環境には我々はあるんです。

けれども本当に気になるのは、夏休みとかそうでしたけれども、子供たちが町内を自転車で走り回っておるんですよ。確かにそういった子供に暑いから、危険だから家から出るな、家で待機しなさいというのも安全のためには一つ大事かなと思いますけれども、やっぱり子供は外で遊び回ってほしいじゃないですか。考えたときに、子ど

もが自転車で町内で遊んでいるときに、涼むところがないというのが私は危険なんじゃないかなと本当に気になるところであります。

僕が子どもの頃って町内で遊んでいても、私は金屋ですから、金屋文化保健センターに涼みに行ったりとか、何かそんなことをやった記憶はあるんです。そういったことを考えると、クーリングシェルターと言うと大そうに聞こえるかもしれないですけども、子供たちが遊びに行ったとき、自転車でふらっと立ち寄って休憩ができる、涼むことができる、そういった環境を町内に私はもっともっと増えてきたらいいのになと思うんですけども、その辺担当部長、考えをお聞かせいただけますか。

○議長（谷畑 進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

議員おっしゃいますとおり、年々暑さというのがひどくなっている状況だと思います。

また、熱中症の情報なんですけども、熱中症特別警戒アラート、それから熱中症警戒アラートというふうに2種類ございまして、ちょっとややこしいとそういった面があること。それから、クーリングシェルターとなると、どうしても避難所のイメージみたいなものがあるので、どうしても開設すると、特にお年寄りなんかはそうだと思うんですけど、そこに行かんのかという話にもなりますんで、ほかの市町村の状況を見ますと、外出されている方などの一時休憩場所のような形で、熱中症特別警戒アラートの発表の有無にかかわらず、公共施設等の開館時間を活用して一時休憩所のような運用を行っている市町村が県内にも幾つかございます。したがって、このような事例を参考に、今後検討していきたいなというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

この一時休憩場所、本当に私は大切やなというふうに思っています。特にやっぱりクーリングシェルターで有名なところでいうと、泉大津なんかもそうですし、本当にいろんなところに休憩所といいますか、クーリングシェルターがある状態なので、町なかで遊んでいても涼むことができる。例えば、郵便局であったりとかそういったところにも涼みに行くことができるという、町全体が警戒しているそういったところもあるんです。

ぜひ、この一時休憩場所というところをしっかりと進めていただきたいなと。町内いろんなところでどこで遊んでいても涼みに行くことができる、ましてやコンビニなん

かで涼んでいる子供もよく見かけますけれども、そういった環境を整えればなあというふうに思います。

教育部局にお願いしたいのは、やっぱりそういう一時休憩場所というのができた際には、しっかりと子供たちに暑くなったら涼みに行くんだよということを、気楽に庁舎であったりとかそういったところに涼みに行っていんだよというふうな指導をしていただきたいなど。子供は用事がないけれども役場に行くということに対してやっぱり抵抗があったりとかそういったこともあると思うんで、私はもっともっと気楽に涼める場所、そういった休憩場所というのを提供してあげてほしいなというふうに思っております。答弁は結構です。

熱中症対策については、再質問をこれまでにさせていただきたいと思います。

次は、世界農業遺産の認定の活用と今後の展望について再質問をさせていただきます。

冒頭の答弁の中で、ロゴマーク作成というふうな回答が出てまいりました。今月末に発表ということですが、この辺公募の詳細を教えてくださいませんか。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答えいたします。

ロゴマークの公募につきましては、令和6年10月11日から令和6年12月13日までにかけて公募のほうを行っております。公募の結果、431作品の応募がございました。現在は最終審査も終え、今月下旬に公表するという予定と伺っております。以上でございます。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

ありがとうございます。431作品の公募があったということで、この中でしっかり選んでいただいて、本当に活用していただけるようなロゴマークというのができることを期待しております。

この世界農業遺産認定というところで私、今回一般質問をさせていただいておりますけれども、日本農業遺産に認定されたときも私、同様のといいますか、よく似た一般質問をさせていただいております。そのときに私が言わせていただいたことが、やっぱりこの農業遺産に認定されることが目的ではないんだと。この農業遺産に認定されたことをどう活用していくのか、あくまでも手段にすぎないというようなことを言わせてもらったんですけれども、ここの考え方としては、私は今でも変わっておりません。

今回の世界農業遺産もそうです。確かに認定されたことは本当に喜ばしいですし、

すばらしい。これまで頑張ってきてくださった先人の方々にとっても、名誉のあると思いますか、本当に誇りになることだと思っています。けれども、我々がやっぱり課せられているといえますか、やっていかなければいけないことは、これを手段としてどのような目的につなげていくのかということところが私は大事やなと思って、今回も一般質問をさせていただきました。

いろいろあるんですけども、分かりやすいところと言うと、やっぱりふるさと納税というところがわかりやすいのかなと思います。このふるさと納税の返礼品と世界農業遺産ということをつなげることによって、町のPR効果は間違いなく各段に高まってくるんじゃないかなというふうに思っております。そこでぜひ頑張っていたきたいのがですね、ふるさと納税のポータルサイトに世界農業遺産の特集ページをつくってもらおうとか、そういった世界農業遺産がせっかく認定されたわけですから、そこをどんどん活用できるようなことというのをこのポータルサイト、事業者の方々とやっぱり交渉していただきたいなど、そういった働きかけをやっていただきたいというふうに思うんですけども、部長の考えをお聞かせいただけますか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

椿原議員の御質問にお答えします。

今おっしゃったように、世界農業遺産に認定されたことによって、ふるさと納税の返礼品の中でもPRできないかというのを、現在もう既に関係機関、そのポータルサイトであったり県であったりというところで調整中であります。

これから年末年始にかけても寄附の集中する時期でもありますので、世界農業遺産の石積み階段園で育まれた有田川町のミカンということのを売りにして、さらなる寄附の増加につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

ありがとうございます。

本当に企画の担当課の方々もそうですし、ふるさと納税に物すごく力を入れてくださって、昨年もかなり増えて、年々今増加傾向であります。町長もふるさと納税、以前に力を入れていくんだというふうな答弁もいただきましたから、ここがもっともっとやっぱり増えてきたらいいなど。それも町のためになりますし、町民のためになってくるということもありますから、しっかりと活用していただきたいなど、頑張っていたきたいなと思っております。

さらに私たちにできることがあれば何でもおっしゃっていただければ、そこは力に

ならせたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に1点、教育部局にお聞きしたいんですけども、この学校給食のところなんですけれども、今、確かに年1回ですかね、このミカンを提供していただいているということがあります。やっぱりこれを機にですね、私はもっと定期的にミカンと触れ合っていたきたい子どもたちに思うんです。学校給食のところ、せめて月1回でもいいです。提供しやすいところと言うたら、ミカンジュースとかって提供しやすいんじゃないかなと思っております。もちろんゼリーでも結構ですし、加工品、何でもいいですけども、このやっぱ有田みかんとしっかりと触れ合う、有田みかんを消費していく、子どもたちが誇りを持てるようなこの有田川町でつくられたミカンなんだ、こういったやっぱ子どもたちの食育という観点からもそうですし、せめて月1回でもいいですから、定期的なそういったミカンの活用ができないのか、教育部長、最後答弁を聞かせていただけますか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えいたします。

学校給食で、今、議員がおっしゃっていただきましたミカンジュースの提供でございますが、おっしゃられるとおり農業遺産の価値を子どもたちに体感させるための有効な手段であると私どもでも考えております。

でも、しかしながら、現在、給食で牛乳を提供している理由でございますが、子どもの成長期には必要なカルシウムやたんぱく質などの栄養素を効果的に摂取できる飲み物であるということと、あわせて学校給食法施行規則の中でパンまたは米飯、そして牛乳及びおかずで構成されたものを給食の完全給食と呼んでいるところでございます。つきましては、今後、ミカンジュースの提供等につきましては、栄養価の面、また価格の面を考慮いたしまして考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

答弁を聞いてる感じだと、後ろ向きではないですけども、あんまりそんなに前向きじゃないかなというふうに感じてしまうんですけども、教育長、いかがですか。やっぱりミカンジュースであったり、ゼリーであったりとか、こういったミカンを定期的に毎日とか毎週とは言っていないですけども、せめて月1回ぐらいこういった日をつくるのもありなんじゃないかなと思うんですけども、教育長の考えをお聞かせいただ

けますか。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えさせていただきます。

今議員おっしゃるとおりですね、本当にうれしいことでありますので、かつてはですねミカンジュースとか提供できてた場合もあるんですけども、価格のことでありますとかいろんな事情によってですね寄附いただいている、ミカンを頂いているというまあそういう状況ですので、今後、学校とも協議しながらですね検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

よろしいですか。

以上で、4番、椿原竜二君の一般質問を終わります。

……………通告順2番 15番（殿井 堯）……………

○議長（谷畑 進）

続いて、15番、殿井堯君の一般質問を許可します。

殿井堯君の質問は、一問一答形式です。

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

ただいま一般質問の議長許可をいただきました、15番、殿井でございます。

皆さん御承知のとおり、今現在、同僚議員からも質問がありましたように異常気象、この暑さ、線状降水帯、大雨、我々年寄りにとっては、この暑さというのはしみじみと身にこたえます。耐えるのが精いっぱい、町長もそういう年代で同級生という格好で、町長も身にこたえていると思えますけれども、そんなことは言うてられませんね。一生懸命に頑張って、こういう何を乗り越えないかん。

今日の一般質問は簡単にコンパクトに、こういう異常気象、線状降水帯が起こっている、そのために我々は今までの排水とかごみの問題とか、いろいろ問題を抱えております。この1点、2点の質問に今回は突っ込んでいきたいと思いますが、この異常気象によって大雨が降ったときに、今現在、昔の牛追い道、あぜ道ですね、これの側溝のまま、そのまま今現在も残っている側溝があるんですよ。そういう異常気象の場合に、そういう側溝ではよう水を飲み込んでしまわない、オーバーフローしてしまうという経緯・結果がたくさん出ております。そういう関連の質問になると思えますけれども、ただ、今、旧吉備町ここの町に対してはその新興住宅、家の建つ軒数は恐ろしいほどすさまじいものがあります。

その軒数に対しての関連の質問になるんですけども、それは我々にとっては人気の

ある町、そのくらい皆が寄ってきてくれて建築していただくっていう格好になるんですけども、その建築したその軒数が異常なんで、どうしてもその今現在排水、その軒数に建った軒数に追いついていない排水能力、これを1問目に持ってきて町長の御答弁をいただきたいと思って質問の1問目に持ってきておりますが、とにかく今、我々が住んでいる旧吉備町はこれはもう非常にうれしい話なんで、1日に何軒というふうな家の戸数が増えてます。その何件か増えている戸数によって、今まで浸透していた土の量がコンクリートの量になってる。また、屋根の量になっている。それが一時にその排水溝に流れるんですね。その排水が、その家の軒数の増えた軒数の溝幅がないためにオーバーフローするんです。

この点を町長がどう考えて、今後どう対策していただくか、またその軒数が増えることによってごみこれがその軒数増えた以上に出てきますんで、そのごみ処理を何とかしていただきたいという2問目の質問になっているんですけども、そのごみに対してねこれ、平成18年の1月1日に合併したんですよ。そのときから物すごい家が増えてるなんで、そのときにごみのステーションを各地域の区長さんが骨を折って地域にごみステーションをこしらえていただいているわけなんですけども、そのごみに異常ですねこんくらい軒数が増えているということは。

そのときのごみのステーションの補助金というんですか、その時は1個のごみのステーションに対して80万円。その当時は80万円のステーションの補助金とほいてここからの出費の何で合わせてそういうステーションができて完成してるんですけども、それから何十年合併して大方20年、20年たつのに、いまだにその80万円のままだですよ。80万円のままで、今の建築で増える家のお出るごみをなかなかできません。だから今現在、80万円の補助金をもらって、120万円ぐらいのごみステーションをこしらえてます。

その当時はそれでいけたんです、80万円の補助金で区からの持ち出しの多少の金額でいけたんですけど、20年たつのに町長、その80万円そのまま。これ20年間に町の公共事業、どのくらいその単価が上がっているかということはぼくも町長も承知の上だと思うんですけど、その80万円の補助金で今現在の軒数増えている軒数を消化できることはないんです。そのくらい有田川町に住宅が密集して、これはもう大変喜ばしいことなんで、人口減少とかそういうことを賄えるだけの人が旧吉備町に寄ってきてくれる、その代わりその産物の排水、またその産物のごみはそのくらい増えているということなのに、そのごみのステーションをやるときに、今、僕も区長をやらせていただいているんですけどね、これ要望を出して何してそのごみステーションに対してまだ20年前の80万円、こういうちょっとねえ偏り過ぎてどうにもならんような問題が起きているんで、この点何とか考えていただいて、家の増えているのは歓迎しますが、増えた分の排水とかごみ問題をもう少しオープンな気持ちになって、20年前よりかは物価が上がっていることはたしかなんで、その点の2問に対して本

日質問をしていくという格好で町長の御答弁、また関係部長の御答弁をいただきたい
なと思って質問させていただきます。

まず、1問目で壇上の質問はこれで終わらせていただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、殿井議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目の吉備地域の個人住宅建築増に伴う問題の排水路の対策についてでございますけれども、この排水路については、町道沿いにある水路等は町道管理の一環の中で、道路と合わせて改修や補修を町のほうで実施しております。令和6年度では、46か所の排水路の改修を行い、令和7年度現在では12か所の改修を行っております。

一方で、町道から外れた水路等の維持管理については、基本的に地元関係者や受益者で管理していただいておりますが、近年の大雨や線状降水帯、また特に吉備地域では住宅の増加といったことも併せ、一時的に水路に流れる量が増え、溢水の水路の破損が見受けられます。

そうした水路の改修については、大規模なものにつきましては、国の農業水路等長寿命化・防災減災事業や県の小規模土地改良事業等を使って改修を行っておりますけれども、これについては受益者負担が必要になってまいります。令和6年度では7か所の用排水路を、令和7年度今現在では2か所の用排水路を改修しております。また、それ以外の小規模なものについては、町から材料を支給するという形で対応しております。

しかしながら、年々、農業従事者や後継者の減少、高齢化に伴い管理を行うのが困難になってきていることも承知しております。そうしたことも鑑み、今後、新たに支援策を含めて何ができるのか、慎重に検討してまいりたいと思います。

続いて、2つ目のごみ対策についてでございます。

近年の資材費や人件費の高騰により、ごみステーションの改修費用にかかる費用が以前より高額になる傾向が見られます。特に吉備地域のように人口が増加している自治会では、利用者数の増加により大規模なごみステーションの整備が求められるため、改修費用がさらに高額になる傾向にあります。

実際、過去5か年の補助申請実績を見ますと、補助限度額である80万円に達した件数は7件あり、そのほとんどが吉備地域の人口増加地区でした。これらの事業では、平均約120万円の費用がかかっており、自治会の持ち出しは約40万円となっております。

このような状況を踏まえ、人口増加地区においてはごみの分別徹底やごみステーションの維持管理に加え、改修費用等の負担も増してきていると認識をしております。

町といたしましては、住民生活向上と自治会の負担軽減を図るため、交付限度額の引上げについて前向きに検討してまいりたいと思います。

議員おっしゃるとおり、1点目の水路、おっしゃるとおりですね昔はもうその水路については、端に家もないし耕作者も多くてですね、多分負担金も取っていたと思います。それが今もう耕作地もなくなって、住宅が増えてきて、その水がその農用地の水路へ入ってこれも十分承知をしております。今後ですね、これもやっぱりあの人口も減少するし、農業をする人が減ってくるんで、やっぱりこれも考えざるを得ない時期に来てるのかなということで、今、建設課と検討をさせていただきたいなと思います。

それから、2点目のごみステーションですけれども、これも有田川町はですねごみステーション、みんなのおかげで今処理費がすごく減っております。何千万円と実は減っているんです。それも併せてですね、今もう何件か新しいごみステーションをつくってほしいという要望が来ております。おっしゃるとおり、もう20年来いっことも値上げしていません。その間、人件費も物価も資材費も上がって、非常に建設費も上がってきていると思います。これはもう本当にねごみは大事な問題でありますんで、このごみステーションの問題につきましては、ぜひ前向きに考えてやっていきたいなと思いますんで、よろしくをお願いします。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

本筋から言うたら、まず産業建設のほうへ質問するのが当たり前なんですけども、その前に住民税務部長のほうに、今、平成18年の合併当時から吉備地区はどんぐらいの新たに建設した人があるんか。それと工場も、マンションもそれも含めての話なんで、平成18年の合併から今現在まで、どのくらいの個人住宅の軒数、また工場の軒数、またマンションのなんと建築とという格好のそのあらかじめのその軒数というのはわかりますか。どうですか。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

殿井議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成18年から令和6年までの19年間で、本町で新たに建設された住宅は2,000軒程度となっております。吉備地区で建設された個人の住宅は1,680軒程度で、共同住宅・アパート等は1,200軒程度で、工場は15軒程度となっております。

私から以上です。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

だから町長、今の住民税務部長の話で、このくらいの軒数が増えてるんですよ。だから、このくらいの軒数で、結局、今まで浸透した水が浸透せずに、屋根とかコンクリートで排水へ流れ込んでいるんです。その流れ込んだ対策というのは、その今さっき町長が答弁いただいたように、昔のままの排水路なんですよ。それで、側溝の両側が石積み、昔は皆石で積んであるんで、それで今の異常気象、それと今言われた軒数の量が排水で流れてくるんです。だから、こういう対策を、町長が今の答弁で十分考えて何するというのは分かりますけども、すぐ対策を取らんとどうしようもないような状態になってくるんですよ。

昔から線状降水帯とかそういうのはなかったんで、そういうことで今は線状降水帯ということの重大さを皆認識してますけども、だからこれ旧吉備町で恐ろしいですね。1軒の所帯が1,680軒、そういういろんなもろもろも入れて1,200軒で、こういう軒数のものがどうして今、排水へ一気にどんと流れてきたら処理できるような対策を何で今までやってこなんだんかということなんですけども、その点、今後この対策に対しても早急に手を打っていただかんと、やっぱりオーバーフローしてねあの子どもが通学路へくるその道と側溝が分からんような状態になるというのは、今、この旧吉備町でも藤並地区でも徳田地区でも、ここらの周辺のところには大いにあると、危険性も大いにあるという格好のことなんで、この点、町長の今後の対策はいかがですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おっしゃるとおりですね、今の異常気象状況を見てですね、小さい排水路を直すとなんか考えたと思います。これについては、大きな計画の雨水対策をやっていく以上は解決する方法がありません。ただ、これをやるには莫大なお金がかかりますんで、一遍にとはいきませんけれども、今度また天満川の改修も始まります。それに徐々に合わせて、下から改修してもらわんと、なかなか上だけばんと広げてもそううまくいきませんので、お金がかかるのは分かってますけれども、今も実は公共下水が終わった時点で次の雨水対策の申請はどうすんのなという話が自分らで持ち上がって、一丁目一番地の政策なのでぜひこれをやるということを国に伝えておいてほしいということで、これはもう今も国とのコンタクトを取ってます。それで近い将来、大々的にですね雨水対策を抜本的にやらんと、実際水路を1つ、2つ改修したって、もちろんそれも大事ですけども、そういう計画でですね財政には許す限りの計画を今後立てて、しっかりと頑張っていきたいなと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

当時、平成18年に合併する前から、旧吉備町のときにこの雨水対策に対してのシミュレーション、それと下水対策のシミュレーションという格好で、2つの莫大な工事費がかかる何を同時ぐらいに上がってきたと思うんです。だから雨水対策の方向へ行くかということで、最初、雨水対策のシミュレーションが先行してた、これはもう僕、吉備町時代の議員のときにそれが発覚してきたと。ただ、そのときに雨水対策のほうへ行くか、下水のほうへ行くかという格好で、下水は町の財政をなかなかしんどい方向へ持っていくん違うか、それやったら排水のほうへ力を注いでいってもらほうがいいん違うかという押し問答があって下水道のほうへ行ったと。

それで下水のほうへ行って、それも正解で、下水のほうも吉備地区は一応完了したと。そやけど下水は完了したんで、今度は排水のほうへかかっていたかなければならないのに、下水でかなりの予算が要って、排水へなかなか大まかなことが行けないというような格好になっているんですけども、まあこの排水のほうは徐々にあの天満川とかそういうふうな何で応急処置をしてる、とても間に合わないと。

今現在、昔みたいにその線状降水帯という言葉はなかったんでね、そういう今仮に豪雨、線状降水帯はめちゃくちゃな水量になってますね。それが一発ぽんと今仮に有田川町へ吹き荒れた場合ね、排水の飲み込みではできないという格好でね、これもうここ何年ほど前ですか、あのいっぺん熊本へ産業建設常任委員会が行ったことありますね。そのときに、各中小にある、今、有田の吉備地区にあった藤並の学校通路にある高速の下とか藤並駅の周辺で、これすぐオーバーフローしますね。

それと徳田のどどん広場から坂になって、エバグリーンのほうへ坂を上へ上がってくるとVの字になってますね。ここに御霊小学校という小学校があるんです。これそこが避難場所になっているんです。そういうところの大きなすぐオーバーフローしているところへ一時のストック、一時的にその水を全て皆そこへ来るのではなしに、一時そこへこの熊本とかそういうところの自治体の研修に行かせてもうたときに一旦ためるんですね。今、仮にそういうシステムを持ってるのは、吉備中学校の人工芝を敷いてるグラウンド、その下に水を一時ストックするという施設がありますね。だから、そういう対策を全ての側溝へ流れてくる水を一時に下へ流んじやなしに、そういうオーバーフローして一番危険な場所にある程度のストックできる、東京なんかは皆そういうことで地下室へ一旦ためて、そこから天候のいい日に、水のオーバーフローせんときに流し込むというふうなシステムがあるんですけども、そういう格好のことを昔、質問で言わせてもうたんですけど、そういう格好の点の考えというのは町長お持ちですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

非常に結構な意見だと思いますけど、これは実は下水が始まる前に、下水と雨水対策を一緒にやろうかという計画を立てました。いずれもですね150億円ずつぐらい要ると。これを一遍にやれば、もうすぐに町の財政が破綻するということで、まずどっちをやったらいいかということで下水道のほうを選ばせていただきました。

当時ですねまあ、そんな線状降水帯というのはここ3年ほど前に初めてここへ来てえらいことになったんですけれども、あの今回、天満川で2か所、そういった遊水地を県が買ってくれてます。これも整備するんやけど、なかなかその大きな道の下へ一時水しのぐだけの施設というのは僕は何百億円と要ると思います。東京都なんかは、もう財政が潤沢にあっていつもそれは何ですけれども、それをほっとくんかというたらそういうことはないんで、一遍建設課ともですね国とも相談をしながら、順次やっていけたらいいなど。一遍にそれをするのは非常に財政的には困難で、人命には代えられんで、いろんな方向から検討を建設課とやっていきたいなと思います。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

こういうこの言葉は水源涵養、難しい言葉、一時そこへ流す水をストックすると。天候のいい日になって、ほかの水が流れてこんどきにストックした水を流すと、そういうふうな格好でやってる熊本の、研修に行ってそういうことも勉強してるんで、そのことも申し上げたと思います。

それと、その今の昔の牛追い道、あぜ道のままの池から田んぼへ流し入れる水路、これに関して現物支給はくれるんですよ。その水路が何した場合には、石積みなんで、それがもじけた場合には現物支給、コンクリートはくれるんです。その水路が仮に何百メートルあったら、その工事費は現物支給する代わりに、その工事費は区とかその地域でやってくださいよという格好なんです。そやけどその工事を区とかその周辺の何でやってくださいよって、我々そんな何百メートルある側溝に基礎をこしらえて工事するという事は不可能なんです。だから現物支給をやるさけ、おまえら勝手にせえよという格好では、ちょっといささか問題があるというふうに僕は感じてるんですけど、そこで建設環境部長にお伺いしたいんですけども、多少の素人ができる範囲の工事でしたら我々しますよ。これに対して生コンをくれる、現物支給をくれるということなんですけど、それ我々素人には不可能な工事の場合、これ現物支給くれてもね我々素人で工事できやんでしょうそういう工事。そのまま現物支給、それ以上の工事費はうちから出ませんよという規約になっているということを知ったんですけども、その点、部長いかがですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

殿井議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、一応その現物支給の場合は、もう現物支給だけで対応してくださいというお話に今は決めさせてもらってるんですが、現実問題として、やっぱり100メートル、200メートルある水路とかにつきましても、やっぱり安全上の問題もございますので、やはりいろんな町長も答弁で言わせてもらったんですけど、やっぱり農業水路等長寿命化防災・減災事業とか、県の小規模土地改良事業等を使ってもらって、ただここにはやっぱり受益者負担というのが要ってきますので、そういうところにやはり負担金が出せないという問題も発生してくるかと思えますけども、やっぱりそういう要望とか御相談をいただいた場合は、できるだけ迅速に現地に行かせてもらって、状況を確認させてもらって、地元の方としっかりお話をさせてもらって、説明させてもらって、対応させてもらいたいなどは考えているんですけども、現物支給の場合の対応については、やはり町長答弁にも言わせてもらったように、ちょっとやっぱり時代も多少変わってきてますので、新たな支援策を含めて慎重に考えていきたいかなと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

いやね、そんなのきなことを言うてられませんよ。現実に石積みの側溝が崩れて、ほいてそれへ今、話題となった線状降水帯が来る。その家が増えてるそれへ家が屋根とかコンクリートが増えてる、今何軒かということ住民税務部長からお聞きしましたが、その水量が1、2でどんと流れてくるんですよ。だからオーバーフローを起こすのは当然のことでしょう。だから今、対策を考えているとかそんなんじゃないし、待ったなしの対策をせんと、困っている自治体が非常に多いです。まず、藤並のその通学道路であるあの高速道路の下とかそういう面で、それと徳田の地域に今言っただんどんとそのあの中のエバーグリーンとの間のこの高架になってるとこへ皆水が流れ込んでくる、そういうことが現実に今、起きてるんですよ。

ねえだから現物支給したら、あんたんとこほかその工事はあんたとこでしてくださいよというふうな格好でね、今の問題はなかなか解消しませんね。だから今、そういう時期になっているということなんです、町長。だから、有田川町、旧吉備町に対しては、家がたくさん増えてくるということは、物すごい効果が出てます。はっきり言うて。やっぱり旧吉備町へと来る、人口が増えてきて、家も今、言うた部長から説明受けた、こんくらいの軒数が20年間でこれだけの軒数が増えてる。その代わり、そういう排水路をしっかりとささんと、家っていうのは屋根あってコンクリートがある、

今まで土で侵透してたその量が全て側溝へ流れるんですよ。その側溝に対して、昔のままの側溝で現物支給、生コンはやるけど工事はあんたところでやれって、そういうねえことは町長、ちょっといかなもんですか。その点どうですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

先ほどもおっしゃるとおりですね、それはよう分かってる。分かっています。分かっていますけれども、さっきも部長が言うたように、もう地元でできなったら防災・減災とかいろんな工事の方法はあります。ただ、あのこれはもう決めたさき、明日からやろうかというわけにはいきません。やっぱり国の補助金というのを取ってきてですね、今一生懸命にその雨水対策についてはこれからやろうということで計画は立てていますんで、そんな一気にそれ100ミリの水をためるところをつくれとかよ、そういうことは一気にいきませんので、徐々にと言ったら語弊あんなけど、前向いてその方向で今検討中でありまして、雨水対策も大事やということは分かっています。一生懸命進めていきたいなと思います。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

いや、それは十分分かってます。一遍には無理やということは分かっています。しかし、これね人命に関わるような格好になるんで、だからそういうことで進めていただきたい。ただ、もう現物支給するからあんたところで直せよって、それは直せる工事であればいいんです。直せない工事というのが多いんです。だから、各区へ、おまんとこの区へこんくらい生コンやるから、その工事はあんたところでしなさいよと言うてもなかなかこれできませんね。そういうことがあるんで、一遍にやれということは申しません。そやけど、そんなくらい吉備地区の地域には家が建って人気があるんです。だから、そのことも加えて、まだまあこれ増えてますね。今現状であの農振を外すあの格好のことっていうことになれば、これ家を建てようとしてるかなりの軒数があると思うんで、その点をなるべくなら町長、考慮して、ほいてまあ全部の工事は無理でも、さっき言うていたストックする水をためられる、そういう危険な地域には一時水をためて排水量を少なするという考えの下でやっていただければ、これ応急処置になると思うんですよ。その点、建築関係の部長と相談してもらってね、それが工事が無理ならば、そこへ一時ため込むというふうな対策も取れるんじゃないかということなんで、その点ひとつよろしく願いしておきます。

もう時間も迫ってきたんで、2問目の80万円の補助金なんですよ、町長。もうあんた18年、18年でもう今、20年合併してたってる。また、もう次、選挙せんといかんですよ、次の選挙を。ねえもう20年たってるんですよ。20年でその今まで

ごみステーション、こんくらい家が増えてるということは、ごみも排水もそうですけどごみも増えてくるということなんです。それは喜ばしいことなんです、町長。これなかなかこのぐらいの買い替えの軒数、うちの近所なんかはもうどんどんどこ、大工さんの音で何と1か月たたん間にもう家ができてるんで、昔みたいに3か月、4か月とか1年とかかかる家はないですね。

今、来たら、ぱぱぱんと組み立てて、もう何か月かの間に家が1軒ポンとできるんで、そんな家がようさん今吉備地区にありますね。これのごみ対策、家が増えることによってごみが増えるという格好なんで、その補助金、ねえやっぱりごみというのはまき散らかさんと、やっぱり1か所でステーション入れてごみを運んでいただくというふうな形式が一番、今やってる形式が一番いいんでね、この補助金の対策は、それはもうすぐ考えていってやってもらわんと、その点いかがですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

先ほども答弁させていただいたようにですね、この問題については、ぜひ前向きにやります。今も何件か、もう既に申請が上がって、とても家が増えてごみを置くところがないやとということで、2件か3件上がっています。ほんでまあこれも区長さんに徹底的に周知させていただいて、人件費もいろんな物価高騰がありますんで、これはもうぜひ早急にでも補助金の格上げをやっていきたいなと思います。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

あのねそういう御答弁をいただきましたんで、すぐ対処、これはもうね、あの補助金で何十万円のことなんで、町長の判断次第で即やれと言うたら即できると思います。大きなスパンは、やっぱりこれは正直言うて我々も分かってます。できやんことはやっぱりできやん、そやけど、それを徐々にしていただいているっていう格好で、そういうふうな対策を取っていただけるということなんで、まあほいて今日は質問したかいがありました。もう即、その80万円から、いつどのくらい増えるか分かりませんが、そういう前向きな御答弁をいただきましたんで、議長、これで終わります。

○議長（谷畑 進）

以上で、15番、殿井堯二君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時59分

再開 11時15分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

……………通告順3番 5番（中島詳裕）……………

○議長（谷畑 進）

再開します。

続いて、5番、中島詳裕君の一般質問を許可します。

中島詳裕君の質問は、一問一答形式です。

5番、中島詳裕君。

○5番（中島詳裕）

ただいま議長の許可を得ましたので、5番、中島、通告に基づき一般質問させていただきます。久々の登壇で少し緊張しておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回は3つの項目について質問させていただきます。

まず1番目、森林環境税の活用と今後の林業振興についてお尋ねします。

森林環境税は令和6年度より国税として1人年額1,000円、市町村が徴収することになりました。本税は、目的税として間伐などの森林の整備に関する施策と人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林の整備の促進に関する施策に充てるとされています。

本町においても、この譲与税はその趣旨に沿って活用されていることと思ひますが、どのように活用されているのか、また、これからの地域林業の振興を図る中で、補助事業の在り方、事業体の育成など、新たな施策を考えているのかお答えください。

次に2つ目、盛土規制法への対応についてお尋ねします。

今回の法律は、熱海市での甚大な人的・物的被害が発生したことを契機に、令和5年5月に施行され、和歌山県では令和7年5月にこの法律の運用を開始したとのことでもあります。これでいきますと、本町も全域が特定盛土等規制区域に指定されたこととなります。町民の生命・財産を守るための法律ではありますが、一方で従来の公共事業などにおいても大きな影響が生じるのではないかとと思ひますが、町として今後どのように対処されるのかお聞きしたいと思ひます。

続いて、道路行政の在り方についてお聞きいたします。

町内には数多くの道路が張り巡らされていますが、今回は国道、主要な県道について、その整備や管理についてのお考えをお伺ひします。

国道・県道は、町が管理する権限がないことは承知していますが、住民の生活、利便性向上、災害対応力の強化、観光・産業の推進等の面からも、地域のニーズに即した整備が求められます。このことを踏まえ、町域を東西に横断する大動脈である国道480号、地域からトンネル実現を含め整備の要望が出ている県道美里龍神線の整備について、町としてのお考えをお聞きします。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、中島議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の森林環境税の活用と今後の林業振興についてでございますけれども、町では所有山林に関する意向調査に基づき経営管理権集積計画を作成し、私有林間伐事業を行い、森林の適切な経営や管理に取り組んでおります。

あわせて、私有林間伐事業や国県の補助対象とならない山林についても、森林の持つ公益的機能の維持管理増進を図るため、譲与税を活用した町独自の補助金を設け、間伐の支援を行っております。また、地域林業の中心的な林業者を育成するため、新規就業者に奨励金の交付を行い、円滑な就業及び定住の促進に努めております。

このほか、林業研修生受入れ支援、新生児や新成人への贈呈品、町産材を使用した住宅建築などへの補助を行い、譲与税を活用し、間伐、林道修繕、人材育成や担い手確保、町産材利用の促進、森林の普及啓発に取り組んでいるところであります。

今後の新たな施策につきましては、本町の約8割近くを占める山林は住民の生活に密接に関連していることから、森林の整備は大変重要と考えております。特に当町では、伐期を迎えている山林が増加しています。間伐の繰り返しにとどまらず、所有者が意欲的に収穫、栽培、間伐といった森林資源の循環利用を行い、適切な森林整備につながる施策にも今後取り組んでいく必要があると考えております。

次に、2点目の盛土規制法の対応についてではございますが、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土砂災害をきっかけに、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、盛土等による災害から国民の生命・財産を守るため、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することを目的とした盛土規制法が令和5年5月26日に施行され、和歌山県では令和7年5月26日に規制区域を指定し、盛土規制法の運用が開始されました。

有田川町でも全域で特定盛土等規制区域に、さらに市街地や集落、その周辺等は宅地造成等工事規制区域に指定されました。この盛土規制法の運用により、今後、一定の高さや面積を超える盛土をする場合には、和歌山県への届出を、また、技術的基準に沿って県知事の許可が必要となりました。

現在、公共事業において、工事で発生する残土の処分については、中間処分場または最終処分場まで運搬しており適正に処分しているところでありますけれども、清水地域等においては処分場までの運搬距離が長いため、運搬費が高い、施工サイクルの効率低下で運搬道中での一般車両との擦れ違いが困難で危険であるといった問題があります。同様の問題は、和歌山県工事でも抱えており、今後とも県と協議しながら、

従来の処分場へ運搬して処分する場合と、経済性等を比較した上で、新たな処分場となる適地を選定し検討していく必要があると考えております。

次に、3点目の道路行政の在り方についてでございますが、まず、480号については高野山までバスが通れる道路を目標に、現在も和歌山県で道路整備を推進してくれております。

令和7年度では、押手・杉野原工区において道路拡幅工事を、板尾工区では用地測量及び一部の用地買収を、丹生・井口間においては道路拡幅及び河川改修に伴う詳細設計に取り組んでくれております。なお、国道480号は町内で約48キロメートルあり、2車線となっている道路の区間は約80%となっております。

今後とも、関連の1市3町で組織している国道480号整備並びに有田川町河川改修促進協議会と連携しつつ、整備目標に向け要望していきたいと考えております。

また、通行止め等で国道480号の代替道路となる県道野上清水線についても、今年度で遠井工区西側が完成し、次年度から遠井工区東側の測量設計に取り組んでくれる予定であります。

次に、県道美里龍神線ですが、現在、毎年2,000万円の予算で遠井地内を整備してくれております。また、清水地域から要望のある遠井地内から紀美野町へ抜けるトンネルの開設についてでありますけれども、紀美野町・有田川町トンネル促進協議会から、今年5月に有田振興局建設部長に実現に向けての要望書を提出しております。町といたしましても、紀美野町・有田川町トンネル促進協議会と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

特に国道は今、480号と424号がありますけれども、すごい勢いで整備が進んでいます。ただ、僕も町長にならせていただいたときから、480号については高野山まで何とかして大型バスを通したいという思いがあって、これも一生懸命に取り組んでますけれども、まだまだ狭隘なところがあったり、用地の難航するところがいまだに何か所かございます。これをクリアしながらですね、一日も早い高野山までの開通を目指していきたいなと思っておりますし、424号につきましても、もう既に大変工事が進んでいます。海南のほうもかなり見通しがついたし、有田川町についても用地の確保はできてますんで、これもそんなに遠くない時期にですね開通できる運びになっております。今後ともよろしく申し上げます。

○議長（谷畑 進）

5番、中島詳裕君。

○5番（中島詳裕）

それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目の森林環境税の関係の答弁の中で、所有山林に関する意向調査を実施しているという答弁をいただきました。町が経営管理権を設定した面積及び経営管理権を設定した山林の施業の進捗状況はどのくらいありますか。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

中島議員の再質問にお答え申し上げます。

令和2年度から意向調査のほうを実施しております。令和6年度までの意向調査を行った面積の合計は8,864ヘクタールでございます。内訳としましては、町に経営管理を希望された面積は3,700ヘクタール、自ら管理を行うとの回答のあった面積は3,066ヘクタールでございます。町管理希望のうち集積計画策定方針の要件を満たし、町と経営管理権を設定した面積は408ヘクタールであり、そのうち施業実施済みの面積は360ヘクタールとなっております。施業実施率は90.16%でございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

5番、中島詳裕君。

○5番（中島詳裕）

ありがとうございました。

そうすると町の管理、要するに町が森林の管理をするということの面積的に言うと60%ぐらいになるのかな。その中で施業を実施するのが366ヘクタールということですけども、この数字は全体的な割合から言うとあまり高くないわけですが、残った山の管理というか、施業については今後どういうふうに取り組まれる予定ですか。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

はい、お答え申します。

先ほど町長の答弁にもございましたように、この計画にならなかった山林、もしくは国県の補助金に該当しない山林につきましても、譲与税を活用して町独自の補助金を使っていただくことが可能となっております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

5番、中島詳裕君。

○5番（中島詳裕）

ありがとうございました。できるだけ精力的に取り組んでいただきたいと思います。続いて、これは非常に大事なことだと思うんですが、新規就業者に対する奨励金を出しているというお話でしたが、その内容なり、またそれによって新たに就業された方というのはどうであるかをお聞きしたいと思います。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

はい、お答え申し上げます。

有田川町林業従事者就業奨励金なんですけども、町内で林業に新規就農する方に対して、住居費や装備品購入費等の初期費用を支援することにより、円滑な就業及び定住の促進を図ることを目的としております。

補助内容としましては、終業時一時金として30万円、月額奨励金として一月当たり2万円、支給期間は2年間でございます。また、令和3年以降、本事業を活用し就業された方は8名となっております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

5番、中島詳裕君。

○5番（中島詳裕）

ありがとうございました。

非常に林業に就業する方が少ない中で、8名も新たにできたということは非常にありがたい話やなと思います。今後、この制度を十分PRして、できるだけ林業に従事される方を増やしていただくことが大事ななと思いますので、その点よろしく願いしておきます。

続いて、有田川町林業振興センターが令和4年度に設立されました。約2年半ほどたつんですが、センターの役割をどのように捉えておりますか、お答えください。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

はい、お答え申し上げます。

本センターなんですけども、森林の機能を維持させていくために、町産材の安定供給と需要の拡大に努め、森林の適切な整備、保全及び林業の活性化を図ることを目的としており、町、県、森林組合、大学、町内林業事業者により構成のほうをされております。林業が抱える問題や課題の解決に向け重点施策を設定し、林業の活性化に向け取り組んでおり、センターは林業振興を図る上で大変重要な役割を担う組織と捉えております。

また、喫緊の課題であります担い手確保対策と教育対策につきましては、特に注力する施策として中期的な計画を設定し、現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

5番、中島詳裕君。

○5番（中島詳裕）

林業振興センターは清水行政局の中に事務局を置いているわけですが、ここって林業関係者の人の寄りどころでもあろうかと思うし、そこでいろいろと行政と現場との話し合いを通じて新たな施策というものも考えていけるとお思いますので、ここについては定期的なそういう会合を通じて、その役割を十分担っていただけるようにしていただきたいというふうに思います。

続いて、林業の理解を次の世代につなげていくということが大変重要であるというふうに思っています。それで、町内の小中学校にどのような対応というか取組をされていますか。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

はい、お答え申し上げます。

教育対策についてなんですけども、将来の担い手の確保につながるということで、それと森林の大切さ、林業への関心を持つきっかけとなることで、町内の小中学生を対象とし、令和6年度から林業学習というのを行っております。

学習内容は、森林の持つ役割と林業をテーマとした授業や、山林現場での木材の搬出見学、重機の操作体験などを実施しております。令和6年度に参加いただいた生徒は、小学生は60名、中学生は26名となっております。このほか平成14年から始まった有田中央高校清水分校での京都大学フィールド科学教育研究センターによるウッズサイエンス事業を林業振興センターが引き継ぎ、林業や自然環境について理解を深める授業を行っているところです。

以上です。

○議長（谷畑 進）

5番、中島詳裕君。

○5番（中島詳裕）

御答弁ありがとうございます。

今、小学生60名、中学生26名ということですが、これは有田川町内の人数ですか。

それと有田川町の人数にしてはちょっと少ないように思うんですけども、今後この辺を川下の児童生徒にも積極的に参加していただけるような取組というのは考えてないのかどうか、お尋ねします。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

はい、お答え申します。

この人数は町内の小中学校の生徒となっております。先ほども申し上げたんですけ

ども、やはり教育または担い手の確保というところに今注力してセンターは動いております。学校にも働きかけしながら、結局のこの人数ということになっております。

また、今年度も学校のほうにいろいろとそういった事業のほうを開催するという旨を伝えておりますので、今後も引き続いてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

5番、中島詳裕君。

○5番（中島詳裕）

ありがとうございました。

次に、友好都市である高石市、森林学習を受け入れているというのですが、どのような効果を期待しておりますか。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

はい、お答え申し上げます。

令和3年から毎年、高石市の小学生を受け入れて森林学習のほうを行っております。都市部の生徒との交流というのは、早期に林業や自然と関わり、また山林や当町にも興味を持つきっかけとなり得ることから、交流人口や関係人口の創出にも効果があると考えております。

昨年度まで参加された生徒は、高石市内4校の生徒1,052名となっております。本年度につきましては、市内全ての7校が参加していただくこととなっております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

5番、中島詳裕君。

○5番（中島詳裕）

大変うれしい話だと思います。こういう機会を通じてですね、都会の人に森林の持つ役割というんかそういうものに少しでも関わっていただくことが大変大事だと思いますので、特に高石市は友好提携しておりますので、町長からも市長のほうにもその辺のことのお礼かたがたPRしていただいて、参加していただくことが大変大事だと思います。よろしく願いしておきたいと思います。

次に、今後の取組についてということで、所有者が意欲的に収穫・植栽・間伐といった森林資源の循環利用を行い、適切な森林整備につなげる施策を考えるとの答弁でしたが、具体的に答弁の内容についてお答えいただきたいと思います。

また、基盤整備、事業としての林道の開設計画も非常に大事になってくると思いますがどうでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

はい、お答え申し上げます。

森林資源の循環利用を促進するため、現在支援しております間伐事業に加え、主伐・植栽や下刈り、鳥獣被害への支援対策につきましても、今検討しているところでございます。限られた予算となりますので、集中的支援や他の支援との調整も合わせて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

中島議員の再質問にお答えさせていただきます。

林道の基盤整備について、林道開設なんですけども、現在、日物川境川線、峠上二澤線を工事しております。次の計画として、三瀬川清水線を予定しております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

5番、中島詳裕君。

○5番（中島詳裕）

林道開設の件についてお伺いします。

今、2路線工事をしていただいているということですが、もう1路線については今年度ぐらいで完成するというお話をちょっとお聞きしたんですけども、そうなれば今計画されているという三瀬川清水線の開設を継続として入れていくというふうなお考えでよろしいんですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

はい、御質問にお答えさせていただきます。

林道日物川境川線については、予定として令和7年度完了する予定です。峠上二澤線については、引き続き令和11年の完了を目指しております。その次に予定しております三瀬川清水線でございますが、峠上二澤線が令和11年度終了した時点で、令和12年度から着工していきたいと考えております。今2路線やっているんですけども、1路線の林道開設を目指していきながら、やっぱり今必要とされている維持修繕のほうにちょっと予算を回していきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

5番、中島詳裕君。

○5番（中島詳裕）

今、部長の御答弁をいただいたんやけども、そういうことになれば、今現在2路線で開設工事を進めている事業枠を1路線にして、ほかの財源に使っていきたい。

あの冒頭、町長の答弁にもありましたように、林業の振興を図っていくことは大変重要なことだということの中で、やっぱり森林整備を推進していこうと思ったら、基盤整備が伴ってなかったらいかんというのは、これはもう当然のことだと思います。

先日、県知事も林道の整備を促進するということをお話をされておりました。まさにこの機会を捉えて、できるだけ継続してそのなんて言うんですかね2つの路線が1こ上がった段階で、速やかに新規路線を起こすというようなことも大事ななというふうに思うんですが、その点、町長どうですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おっしゃるとおりだと思いますけれども、もう林道も維持費にもですねたくさんお金が要るようになってまいりました。ほいでまた、新たに開設も大事ですけども、まず今やってやるのを仕上げてですね、次に移っていききたいという考えであります。林業は非常に大事なことだとは思ってますけれども、新設については、まず今のやつを一生懸命に早くやって早く終わらせてですね、次に移っていったらいいのになと思います。

維持費も非常にたくさん要ってきました。初めのうちと違って、それにも回さんなんし、大事なことは分かっていますけれども、まず今やっているやつを仕上げてから、次に移っていききたいと思います。

○議長（谷畑 進）

5番、中島詳裕君。

○5番（中島詳裕）

まあ、あの町の方針がそうであれば、そこから向こうをとやかく言える立場でないのは重々分かっているんですが、国県の林道開設の予算枠を今まあずっといただいて補充にも展開していると思うんです。これが一旦立ち消えて、5年間も先になって新たにということになったら、なかなか思うように僕は進みにくいという現実があるのかなと。ですので、大変林道の維持管理費にも多大なお金が要るということはもう重々分かりますが、その点も十分考慮した上で今後の林道開設の計画を進めていただきたいと思います。

続いて、再質問させていただきます。

最後に、先日、林業事業者の方々とのお話しする機会がありまして、そこでいろいろとお話を聞きました。林業を取り巻く現状は、木材価格の低迷、国県の補助金が頼

り、人手不足などが大きな課題だとのことでした。これはもう共通することだと思っておりますけれども、林業経営は大変厳しいという意見でした。

国では、令和8年度から補助金の縮減をしようということであります。このことによって地域の林業が停滞することのないように、精力的に取り組んでいただきたいというふうな思いをしております。環境譲与税の使い方も精査していただいて、本当にこう現場の要望というものもできる限り組み入れられるような御配慮をお願いしたいと思います。

続いて、盛土規制法について再質問させていただきます。

この法律が運用されたことにより、山間部のこれといった処分場がない地域で、今後、公共事業などで発生する残土の処分にどう対処するか、大きな課題だと思います。県とも協議しながら、新たな処分場としての適地を検討していくとのことですが、担当部長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

はい、中島議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど町長の答弁にもありましたが、特に清水地区の工事につきましては、従来より土の処分に課題があります。和歌山県も同じ課題を抱えております。今後とも県と協議しながら、従来の処分場へ運搬して処分する場合と、経済性等を比較して検討する必要がありますが、環境への影響などを十分に考慮しながら、新たな処分場となる適地があるか調査していきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

5番、中島詳裕君。

○5番（中島詳裕）

あの調査上、適地を探していく、山間部ではなかなか難しいかなという思いもするわけですが、この法律がもう県下一率、網をかぶせられているというところにもまあちょっと問題があるのかなという個人的な見解を持ちます。今まではまあまあそれなりに適正に処分されていたものが、今回は届出なり許可が要ることになれば、当然そのことによって公共事業への負担というか、障害も生じてくるのかなというふうに思いますので、できるだけ速やかにそういう適地を探していただいて、町、まあ県連携してでも整備していただくというのも大事なかなというふうに思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

続いて、あの道路行政の在り方について。

国道480号について、高野山までバスが通れる道路を整備目標に掲げて、引き続き要望していきたいとの答弁をいただきました。それはそれで非常に結構な、反対で

はないんですけども、まああの正直言いまして、完成までにどれだけ歳月を要するか、計り知れない、自分の命の勘定をしてもというような思いを持っています。

合併して20年たってきました。人口も想像以上に減ってきて、高齢者が多く、通院・通勤などにおいても、また通行の安全・利便性の点からも、できれば利用頻度の高い清水－金屋間における二川ダム湖の周辺の急カーブ、また川口地区の狭い区間などの整備も大変重要ではないかというふうに思っています。そうしたことを要望していく考えはございますか。担当部長にまずお聞きしたいと思います。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

はい、中島議員の再質問にお答えさせていただきます。

国道480号につきましては、まずはバスで高野山まで行けるようにすることを第一の目標として工事を進めてくれているところであります。しかしながら、まだまだ急カーブなど危険な箇所もあります。

二川ダム周辺の急カーブ箇所については、毎年、清水地区区長会より要望書をいただき、町と一緒に県に提出しております。

川口地区の狭小区間の整備については、町としても金屋区長会から提出されております有田川の堤防のかさ上げの要望と併せて県に要望しておるんですけども、引き続き要望していきたいと考えております。引き続き、修繕などについても早期に取り組んでもらえるように県にしっかり働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

5番、中島詳裕君。

○5番（中島詳裕）

限られた予算の中で、いろいろ工事をしていただいているというのは十分分かりますけども、まああの本当にこう日々利用している者として、やはりこう清水地域、金屋の川口、岩野河に住まわれている方々、この道がまあ唯一の幹線道路でありまして、生命線でもございます。その道のまだ未整備の区間というのは、これやはりまあどっちが先というのではないですけども、優先順位をつけていただく中においては、まず取り組むべきところではないかなというふうに私は個人的に思っております。

確かに広域観光ルートとしての高野山というものの資源を活用する意味で、観光バスを上げるということについては、もうそのとおりだと思います。しかしながら、日々生活している者にとっては、その辺のことを常に思うわけでございます。

副町長、地元出身でもございますけども、見解はいかがですか。

○議長（谷畑 進）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

今、議員言われましたこの480号につきましては、私、若い頃に県庁に採用していただいて、湯浅の事務所に通っていた頃のことを思えば、かなり改修していただいたかなとありがたくは思っておりますけれども、その中で、今議員おっしゃったこの二川ダムのところ、川口地区がその当時のままなんだろうなと思っております。

それが、ちょうどここも、先ほど部長から答弁していただきましたように、また区からの要望も挙がっておりますので、引き続きその辺は強くまた県のほうにも要望してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

5番、中島詳裕君。

○5番（中島詳裕）

ありがとうございました。

町長、この質問の最後になりますけど、要望を上げていただいているということは、清水地区の区長会からも毎年国道の改修というのはお願いしていると思うんですけども、あのやっぱり今副町長が言われたように、大分改修されてきてますよということですが、私としたらまだまだ近隣の国道と比べても見劣りするんじゃないかなというふうな思いを持っています。

合併したら道がよくなってというような思いを期待をして今まで来ております。多分町民の方もそういう思いを持っておられる方もいるんじゃないかなと思うんです。ですので、要望するのはありがたい話なんですけど、やっぱりその上で事業化を目指した取組というものに1個格上げしていただいて、何とかどこかで近いうちにその事業が着工できるような配慮というか取組をお願いしたいんですが、その点いかがですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この480号については、もう清水から下へはね随分と改良されてきました。事業化というんですけれども、なかなか限られた予算であっちもこっちも、高野山へ行くほうも、非常に今、実際480号にたくさんの予算を投入してくれています。高野山へバスを上げるようにたくさんの予算を投入してくれていまして、花園地域の狭隘な場所の通らないところの改修に向けて事業化を進めてくれております。

その中で、県には要望はずっとしているんですけれども、県はまず高野山までバスを通したいんやと。それから2車線とか湾曲なところを直すという考えであります。それで事業化というのは、そんなになかなかしてくれんと思っておりますけど、要望だけは途切れずに、狭隘な場所とか2車線について、栗生のかさ上げについても要望はずっと続けていきたいなと思っております。なかなか予算的なことがあって、なかなか前へ

進まないのが、両方一遍にというわけにはいかないのが事実のようでありまして、県への要望についてはしっかりとこれからも努めていきたいなと思います。

○議長（谷畑 進）

5番、中島詳裕君。

○5番（中島詳裕）

なかなか難しい問題だと思います。それは分かるんですけども、しっかりと意識して取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、県道美里龍神線のトンネル実現に向けた取組についてですけども、今年5月に建設部長に要望書を提出していただいたということで、このことについてはお礼申し上げたいと思います。

この構想というのは以前からありましたが、なかなか形にできていなかったんですが、今回、清水区長会をはじめ有志の方々の御尽力で今に至っております。これらの取組についても、今始まったばかりですけども、これからどういうふうな活動をしていくかということが非常に気にかかる部分でもございます。ですので、町民の有志の方々が進めていただいたことをしっかりと受け止めていただいて、行政が主体になっていただいて、今後の活動についても取り組んでいただきたいというふうに思います。この点はどうですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

これは紀美野町という相手もありますんで、紀美野町と協力しながら今後続けていきたいなと思いますけれども、なかなか地元の人が思っているようには進まないのが現実です。大体新規の大きな道を造ろうと思えばですね、何十年単位が基本で、今言いたいところやな、ええことは分かってんねんけど、そうそう一遍につて進みません。気長くですね紀美野町長とも連絡を取りながら、県と交渉していきたいなと思います。

○議長（谷畑 進）

5番、中島詳裕君。

○5番（中島詳裕）

どうかその点、よろしく願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（谷畑 進）

以上で、5番、中島詳裕君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 11時58分

再開 13時00分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

……………通告順4番 14番（増谷 憲）……………

○議長（谷畑 進）

一般質問を続けます。

続いて、14番、増谷憲君の一般質問を許可します。

増谷憲君の質問は、一問一答形式です。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。私は今回、通告のとおり4つの問題で質問をさせていただきます。では、よろしくお願ひ申し上げます。

まず最初に、図書館・図書施設の運営等についてであります。

私はこの間、図書館・図書施設に関わって何回か質問をしてきました。そこで一番感じたのは、図書館等に関する基本的な方針目標などを定めた図書館基本計画がないということであります。この計画がないため、図書館等の業務が右往左往しているように感じております。やはり町民が利用しやすい、分からないことが図書館・図書施設で分かる、知識の源になる図書館・図書施設にするためにも、どうしてもこの計画が必要であります。図書館の現状分析や将来に向けての課題を検討し、幅広い世代に役立つ図書館・図書施設にしていくという観点が必要であります。

さらに図書館の多い町は、長寿の町、要介護リスクが減少している報告があります。当町の最上位計画の第2次長期総合計画の後期分では、基本目標の「可能性を伸ばしまちを豊かにする教育・学習の推進」のところで、図書館サービスの拡大を進め、生涯学習環境の充実に努めるとしかありません。図書館基本計画の策定を求めますがいかがでしょうか。

次に、ALECを中心とした人員体制について伺います。

図書館図書業務は、人的配置があつてこそうまくいくものであります。今の状態では、業務や施設は機能しない状況にあります。せめて減らした4人の確保をするべきではありませんか。

次に、絵本のまちづくり等について質問いたします。

絵本のまちづくりは、町の重要な施策だと常日頃情報発信をしています。しかし、最近のこの施策について、トーンダウンしていないかということであります。全国的に知られた取組ですから、さらに発展させていくのが本意ではないのでしょうか。第2次長期総合計画の後期分では、絵本コンクールや絵本作家を招いての取組等を進め、絵本のまちづくりを推進しますとありますが、本音は、もう取組はそこそこやっておけばいいのかと考えていないのでしょうか。いやそうじゃないと思いますが、改めて

絵本のまちづくりや絵本でわっしょいの今後の方向について、この展望を示していただきたいと思います。

次に、この図書館・図書施設の書庫に関わっての問題であります。

現在、書庫が大変不足しております。現状は西ヶ峯小学校に約2,000冊を保管している状況にあります。こういうように遠くへ置いておくと気が薄れ、管理状況もそんなに簡単に行えません。人員も不足している中で、早急にALECや金屋図書館等の周辺に書庫を設置すべきではありませんか。お答えいただきたいと思います。

次に、お化け屋敷の廃止されたことについてであります。以前にも同僚議員が質問されたことがあります。経験や人員が要るということで、収支状況が合うなら継続していきたいという答弁であったと思います。それで、令和6年度の総括で、準備期間から当日の運営等で300時間がかかったこと、費用面で人件費が250万円以上、またお化け屋敷への支出111万円の合計361万円。

これに対して入場料は87万7,500円、これは単純に500円で計算しますと1,755人になると思いますが、これで273万2,500円の赤字ということで廃止になったとお聞きしました。これは廃止でなく在り方の見直しで、さらに多くの人が早くから関わって動いてもらう、また料金を上げての対応も考えられるのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

次に、2つ目の問題、小中学校のトイレの整備についてであります。

小中学校のトイレの整備については、各家庭の洋式トイレ化が進み、それに児童生徒は当然のように慣れてしまっています。ただ、学校においては和式トイレが一定数あり、洋式トイレとの混合になっています。児童生徒は和式トイレには抵抗があり、学校ではトイレを使わないとか、学童へ行ってするとか、また自宅まで辛抱することがあるようではありますが、またその反対に、洋式トイレを使えない児童生徒も一部あります。しかし、今日のトイレはきれいで明るく、子供たち同士の交流の場にもなっているという全国的な報告もあります。

2021年度全国公立小中学校教職員向けアンケート調査結果が出ております。これによりますと、学校で改善が必要と思われる場所の第1位がトイレで62%と高い数字を示しています。そして、和歌山県内の各家庭のトイレの洋式化率は、平成20年度というちょっと以前の数字でありますけれども、それでも79.8%、これは県別に見ると低いほうで、沖縄は1位の93.9%であります。最近の数字を見れば、もっと上がっていると推察いたします。有田川町の小中学校のトイレの整備率でありますがいかがでしょうか、お答えください。

児童生徒の健康状態などを考えると整備が必要だと考えます。また、この小中学校のトイレは避難所との関係も出てきます。避難所のトイレのガイドラインやスフィア基準から、避難所では学校のトイレも使用することから、東日本大震災や熊本地震でのトイレ調査で共通した困り事は和式トイレが多いことでした。多くの高齢者や子供、

障害者から悲鳴が上がり、用を足すことを我慢することによる健康障害が多く報告されたようです。好みの問題ではなく、肉体的に使用できない人があることを認識する必要があると指摘されています。

それで、2016年内閣府避難所トイレにおけるトイレの確保管理ガイドラインでは、高齢者や障害者等にとって和式トイレは極度に困難であり、衛生関係の悪化は命に関わる問題となり得ることから、既設トイレを洋式化していくこと、災害時の水使用の観点から節水型に置き換えていくこととされております。常設トイレが避難所生活の基盤であるということの認識が必要であります。

さらに、避難所運営指針で、公共施設のトイレもスフィア基準、つまり男女比であります。1台それを満たすべき基準に引き上げています。国会での質問を受けて当時の担当大臣は、自治体に周知すると答弁もされております。また、学校施設整備指針でも、男女別に児童数・利用率等に応じた適切な数を設置するよう示していると答弁もされております。この男女比率で言いますと、小学校で4つ、中学校で16の女性トイレの改善が必要となります。今後整備に向けて取り組む必要があるのではないのでしょうか、お答えください。

次に、車椅子で利用できるトイレの整備状況を示していただきたいと思います。これらの整備を進める上で、大規模改修、学校施設環境改善交付金という国庫制度もあります。ぜひこれらも活用して進めていただきたいと思います。

次に、小中学校体育館へ空調設備の設置の問題であります。そして、あわせて各家庭への冷房装置の設置補助金の創設についてであります。

この小中学校体育館への空調設備の設置については、同僚議員から先に質問がされ、そして町長答弁で、早くて3年以内に整備していきたいという答弁でありました。これは私も賛成であります。しかし、昨今の異常な気温上昇、そして災害がいつ起こるか分からない状況を考えますと、さらに早期に考えていく必要があるのではないかと、私はこのように思います。例えばかつらぎ町では、空調設置について起債を使ってでも単年度でやっていくという報告をお聞きしております。ですから、まさにこういう立場でですね、せめて2年以内に設置できるよう私は求めていきたいと思いますが、町長の答弁を求めます。

あわせて、各個人宅でも空調設備をつけていない家庭での問題があります。昼間は外の涼しいところで何とか休まれている方がおられます。そして、同僚議員の熱中症での搬送件数も報告されておりますが、まさに命に関わる問題でもあります。憲法でいう健康で文化的な最低限度の生活を保障する意味でも、設置に向けて補助制度を設けてはどうでしょうか。

ただ、全世帯ともなれば財源もかなり要ります。広川町のように令和6年度から実施されておりますけれども、これによりますと対象者の基準があります。非課税世帯で、1つは65歳以上の独り世帯か、もしくは障害者手帳を持っている家庭となって

おります。補助の上限額は2分の1で上限8万円となっております。そして申請は、今年で言えば5月7日から6月6日とまさに夏場のことを想定して早く募集して切っております。

そして、これまでの実績を見ますと、令和6年度で18件の132万円、令和7年度の申込件数は14件であります。当初の予算化は8万円掛ける20件とお聞きしております。さらにこの発注、地元業者に出しますから、後の修理などもきちっとやってくれるからだと言います。これはまた地元業者への活性化にもつながります。補助制度の創設に向けて取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

最後に、育休退園の問題について伺います。

まず、担当部に育休退園とはどういう認識であるのか説明していただきたいと思えます。

次に、依然として育休退園が起こっています。それで、育休退園した事例ですが、令和4年度から今年度の8月までで何件あるのか示していただきたいと思えます。

次に、退園をしてもらうときに、行政手続法でいう聴聞手続をしているのでしょうか。行政手続法でいう聴聞手続とは、行政機関が一定の不利益処分を行う場合、不利益処分を受ける者に対して口頭で事故弁解防衛を行う機会を与える手続であります。これは一般的には認可権取消処分などに使われるようですが、ただ場合によっては必ずしも認められることではないこともあるようです。

次に、育休退園をなくすべきではないかということであります。私は希望者全員を入園できるようにしてこそ、本当の意味で子育て支援の町になるのではないのでしょうか。

以上を第1回目の質問といたします。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、増谷議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の図書館・図書施設の運営の在り方について、2点目学校トイレの整備については、教育長に答弁をさせたいと思えます。

次に、3点目の小学校体育館への空調設備について。

先ほど同僚議員の質問にもお答えさせられたつもりであります。来年度はもう全部設計をやって、3年以内にはやりたいという、これも早過ぎるん違うかなという考えで、1年間に3つもやるということは大変なことで、財政的にも大変なことありますけれども、この気象状況を考えたら、もう3年間でやってもろってくれということは今通達しております。それを2年でやれとか、1年でやれと言われてもですね、まああのかく3年間で全部やるつもりで今いますので、しっかりとこれに向けて進めていきたいなと思っています。

実は小学校の体育館にエアコンつけているのは、県内でもそんなにまだまだ普及されておられません。それでも有田川町が先駆けて、子供も多いし、できるだけ頻度、あるいは目的に優先順位をつけさせていただいて、まああの毎年9地域で1個ずつな感じで3年で完成をさす予定でございますので、どうか御理解を賜りたいと思います。

続いて、各家庭へのエアコンの設置補助についてでございますけれども、現在、本当に猛暑が続いていまして、家の中でも、しかも夜でもですね熱中症にかかるという事案が大変増えていると聞いております。まあほいで非常に大事な事でありましてけれども、現在のところまだ検討もしておりませんけれども、全部の家庭といたらたくさん家庭がありますので、何かそういう方向へ向かってやれないかですね、今後検討させていただきたいなど。よその町のことも参考にさせていただいて、いろんな基準もこしらえながらでもですね進めていけたらいいのになと思っています。

あとは教育長とかに答弁させますので、よろしくお願いします。また後で聞いてくれたら僕が答えますので。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

増谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

図書館・図書施設の運営や在り方についてですが、今後、図書館基本計画を考える場合は、住民の方の意見を広く伺えるよう考えてまいりたいと思っております。公立図書館・図書施設としてどのように充実させていくかは、図書施設の今後の構想を考える中で、各部局とも連携しながら考えてまいりたいと思っております。

絵本のまちづくりにつきましては、絵本コンシェルジュ、読み聞かせ隊、図書ボランティアの皆さんが中心となり、町と一緒に絵本を通して暮らしを豊かにしていくことであると考えております。引き続き、図書施設やこども園、小中学校、福祉施設などで実施している読み聞かせ等の活動に協力していきたいというふうに考えております。また、絵本にちなんだイベントについても、引き続き実施してまいりたいと考えてございます。

図書施設に書庫が必要であるということは認識しております。今後どのような書庫が必要であるのか整理し、整備につきましては考えてまいりたいと考えております。

お化け屋敷の検討につきましては、平成24年度から始まり、平成30年度に職員で続けていくのは難しいという理由で一旦終了しました。その後、復活してほしいという要望があり、役場職員の有志で実行委員会を立ち上げましたが、新型コロナウイルス感染症が蔓延したために実施できませんでした。そして、令和4年度は民間委託し、令和5年度及び令和6年度の2か年は社会教育課で実施いたしました。費用対効果やアンケート調査など、様々な検証を行った結果、今年度の開催は中止し、来年度以降の開催については未定となっております。

5か年計画については通告をいただいていたので、先ほどなかったんですけれども、第6次学校図書館図書整備等5か年計画につきましては、標準冊数に達していない学校において、徐々に標準冊数に近づけるよう今後対応してまいります。

次に、学校トイレの整備についてですが、文部科学省の調査では、公立小中学校トイレの洋式便器率は68.3%となっております。近年、家庭における洋式トイレの普及状況やバリアフリー化、防災機能の強化などの観点から、今後もトイレの洋式化が進められるものと認識してございます。

有田川町の学校では、現在70%のトイレを洋式化しております。各校舎、各階に全て洋式トイレは整備されています。今後のトイレの整備につきましては、学校から洋式トイレを望まない児童生徒もいるという報告を受けておりますので、大部分のトイレは洋式化し、一部に和式トイレを残しておくという方針でまいりたいと考えております。

学校のトイレは、学校施設整備指針に基づいて設計されています。今後、施設改修の際は、災害発生時に避難所となる場合を想定し、避難所におけるトイレの確保、管理ガイドライン、スフィア基準を参考にして考えてまいりたいと思います。学校において車椅子のまま利用できる多目的トイレは、現在全ての校舎に設置し、体育館におきましては11校中8校に設置しております。

学校トイレ整備は、これまでも学校施設環境改善交付金を活用しており、今後も活用してまいります。

次に、育休退園問題についてですが、育休退園問題とは下のお子さんの出産で育児休業を取得する際に、既に保育園に通っている上の子が退園しなければならないことと認識してございます。これは保育所等入園に係る要件として、子ども・子育て支援施行規則により、産前1か月から産後8週間と定められていることによるものです。

出産を理由とする産後8週間経過による退園は、令和4年度で24件、令和5年度で25件、令和6年度で26件、令和7年度8月までに6件となっております。入園前に出産を理由として入園する方には、産後8週間までとお伝えをしております。8週間経過前には再度そのことをお伝えし、それが難しい場合には御相談をお受けしております。その際、産後も継続して入園しなければならない理由があると判断される方には、入園期間を延長する対応を取らせていただいております。

産後8週間の経過による通園につきましては、継続利用を認める自治体もあることは承知しております。しかしながら、有田川町におきましては、産後退園していただくことで、ほかの保育を必要とする方の入園受入れを可能にしてございます。これは、待機児童を発生させないための対応でありまして、金屋第一こども園の定員増や保育士の確保により見直しできると考えてございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再質問させていただきます。

質問の順番に沿ってさせていただきますが、まず、図書館基本計画についてであります。

この基本計画をつくる場合ですね、どうやってやっていくかということで、実際に取り組んでいるその町村の事例を報告したいと思うんです。

まず、ある市ですけども、図書館基本計画をつくるときに、図書館実績評価をするにしても、何をよりどころにして評価するのか、また基本的なものがないと評価のやりようがないから基本計画をつくるということでありました。

もう一つは、ある町ですが、町民、議員、職員らで図書館基本構想検討委員会を立ち上げ、長期総合計画の町に住みたい、住み続けたいと感じさせる場所、子育て世代の支援や親子の居場所、全ての世代の生きがいくりの支援をする場所としての図書館を生み出す基本理念と4つの基本方針を定めています。そして、基本構想検討委員会から基本構想検討報告書が出され、基本計画策定委員会を設置し、同委員会とともに町民、認定こども園、保育所の保護者、町小中学校児童生徒及び保護者、県立高校の生徒、そして図書館の活動に関わってきたボランティア団体にアンケートやワークショップ、意見交換会をしています。このように検討してきた中でつくっているわけですから、ぜひ当町もそれに負けないぐらいの対策を準備期間としてやっていただきたいと思います。

さらにですね、慶応大学や京都大学が図書館の役割を統計調査して、あることを出しています。それは、図書館や図書の蔵書が多い自治体ほど、その自治体の要介護高齢者が少ない。図書館が健康長寿のまちづくりに有効であることを示す結果であります。また、図書館の蔵書数が1冊増えますと、その地域の高齢者の要介護リスクが4%減少することが確認され、さらに町に図書館が1館増えると、要介護者が約4.8%少ないことの相関関係を確認したと、このように述べているわけです。まさにこういう点からも図書館の役割は大変大きいことを示しております。

それでですね、ALECなど図書館図書業務に関わる人的体制、正規の図書司書の配置もそうではありますが、図書施設の今後の構想を考える中で、各部局とも連携しながら考えるということでありました。しかし、この人員不足は間違いのないわけで、いい運営ができないと思います。人員を増やすべきではないかとお聞きしたら、現在、運営はできているということでもありますので、図書館懇談会でのALECの人員が4人減らされたと聞きましたけれども、この中でALEC内での作業が追われ、窓口の人がいない場合もあるとお聞きしました。私もこういう経験があります。こういうことが日常的によくあるのではないのでしょうか。この明らかに人員不足ですが、再度このことについてお聞きしたいと思います。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

増谷議員の再質問にお答えいたします。

現在のところ、運営につきましては問題なくできていると認識してございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ですから私がさっき言ったとおり、現場は大変なんです。そこはやっぱりちゃんと見ておかなければならないと思います。なぜ4人減らしたんですか。現実にはいろいろ運営が支障を来しているわけですよ。だから人的配置を私は進めるべきだと思います。そうでないと、この図書館・図書施設の運営は十分にいかないと思いますので、ぜひとも求めておきたいと思います。

それです、指定管理についての1つ求めておきたいんですが、このまだ方向は決まってないということもあるということは、まだ指定管理に持っていくという大前提があるから現時点で考えていないということではないのでしょうか。この点はどうでしょうか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えします。

指定管理につきましては、現時点では考えてございません。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

だから現時点ではということは、これから先はどうなるか分からないという答弁なんですよね。だからこういう点で、再度町長に伺います。町長はどんな考えですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

あのこの件についてはですね、議会も一般住民の方も強い要望があったことございますので、現時点では民間委託することは考えておりません。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

町長も現時点ではということは考えてないけど、将来考えるということですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

すみませんそういった意味で言ったんではございません。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ということは、町長は指定管理は考えていないという結論になったと思います。で次に行きます。

絵本のまちづくりや絵本でわっしょいの今後の取組についてお聞きしました。絵本のまちづくりは、絵本コンシェルジュや読み聞かせ隊、ボランティアが中心になって町と一緒に絵本を通して暮らしを豊かにしていくということであったと思います。そして、引き続き図書施設やこども園、小中学校、福祉施設などで実施している読み聞かせなどの活動に協力していきたい、そういう答弁だったと思います。絵本に関するイベントも引き続きやっていきたいということでありました。

そこで伺うんですが、ポッポ絵本館がありますねALECの敷地内に。そこに原画が飾ってあります。この原画のことについて過去にいろいろやり取りがあったと思いますが、私も実は原画が大好きで、あのよく時間があればね見に行くんです。自慢するんじゃないんですけど。例えばピカソの展覧会、ちひろの美術館、東京と長野にありますが行きました。それから、東京の長谷川町子美術館、御存じですか。それから、長谷川義史の原画を飾った駅美術館でも展覧がありましたね。ほか、時間があればこういう原画を見に行くのが大好きなんです。

また、あのさっき新聞で紹介されてたんですけども、当町の絵本コンクールで賞をもらった絵本作家の個展が大阪工業大学で開催されるという記事を見たんですよ。日程が合えば行きたかったんですが、残念ながら行けませんでした。だから、あの先ほどの答弁のように進めるならば、ALEC内にポッポ絵本館があるし、今後、絵本作家の原画を展示することも十分考えられると思うんですよ。絵本作家から原画の仮にですよ寄贈の申出があったとき、どういうふうな対応をしていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えします。

原画の収集につきましては、現在積極的に行う計画はございませんが、今後原画を

頂いたときは、絵本原画は絵本作家さんにとりまして大変大切な作品でございますので、厳重に管理をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

今の答弁は、原画の寄贈の申出があれば受けるという姿勢だったと思うんですけども、それはいいことだと思います。ただ保管だけでなく、展示などを積極的に行っていただき、有田川町は絵本作家の原画があるという宣伝もしていただきたいと思いません。次に移ります。

図書館・図書施設の書庫の問題であります。書庫の必要性を答弁されました。どんな書庫が必要か、今後検討して整備していくという答弁であったと思います。そうであるならば、この書庫はいつ頃をめどに、どこへ設置する考えがあるのかを示していただきたいと思いません。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えいたします。

書庫の設置につきましては、今後の課題と認識しております。具体的なことについては未定でございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

なるべく早くめどをつけていただきたいと思いません。

次にですね、お化け屋敷の中止の知らせ方なんですけれども、関係者に聞いたら、ちょっと機械的過ぎるんじゃないかということをお聞きしたんです。その点はどのような認識ですか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えをいたします。

中止のお知らせにつきましては、町のホームページを活用いたしまして、広くお知らせをさせていただきました。また、それと同時に、これまでボランティアとしてお化け屋敷の運営に関わっていただきました方々には、SNSでお知らせをさせていただいております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

この問題ですね、ホームページということも答弁されたんですけど、町のホームページはなかなかあの皆さん、あんまり見えへんと違うかなと思うんで、十分だとは言えないと思うんです。

それですね、令和4年度から令和6年度までのこの実績をちょっと報告していただけますか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えさせていただきます。

令和4年度の入場者数は627人で、収入のほうは民間に委託しておりましたのでございません。支出は、委託料のほうは155万3,000円です。令和5年度は、入場者数が1,234人で、収入が54万9,000円、支出が142万8,000円です。令和6年度は、入場者数が2,001人で、収入が87万7,500円、支出が約111万円となっております。いずれの年度におきましても、この金額の中には時間外勤務手当など人件費の部分は算入しておりませんので、それも含めるとさらに支出の部分が多いということになっております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

私、家でテレビを見ていたらですねあのある番組で朝、土曜日やったかな、何かの番組で兵庫県南丹市のイベントを紹介してたんです。これが廃校を利用したお化け屋敷のPRやったんですよ。料金は大人で1,200円、子供は600円を取っているようです。実行委員会方式で、料金や人のボランティアなどやっぱりいろんな角度から見るとまだ工夫できる余地があるん違うかなと思うんです。

皆さん御苦労されているのはよく分かりますし、しかし需要もあるんで、これまでの取組の総括して、再度検討できないか、ぜひ考えていただきたいと思います。答弁は要りません。

次に、第6次学校図書館図書整備5か年計画のその後の進捗状況についてお伺いしました。標準冊数に達していない学校があるということなので、近づけるようにしていきたいということなんですけども、この標準冊数に達していない学校は、私の認識では1校だけであったという認識なんですけども、実際はこの1校だったらすぐ対応で

きると思うんですけど、事実対応はどのようなことになっているか御説明いただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えさせていただきます。

現在、標準冊数に達していない学校は、吉備中学校、石垣中学校、八幡中学校の3校ございます。標準冊数は、児童生徒数の数ではなくクラス数に応じて算定されております。そのため、少人数の学校におきましては、児童生徒数1人当たりの冊数は多くございまして、クラス数に換算すると標準冊数に達成できていないという状況が生まれてございます。今後も引き続きまして標準冊数に到達するよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

この算定の仕方がクラス数になっているので、ちょっと変なところが出てくるんですけども、ぜひ前向いて進めていっていただきたいと思います。

2つ目の問題に移ります。学校のトイレの整備についてであります。

文科省の調査で、公立小中学校のトイレの洋式化率が68.3%で、各家庭での洋式化などの進展、防災機能の強化から、今後も洋式化が進む認識であるという答弁がありました。そして、町内学校での洋式化率70%でしたが、小学校は70%にも達していないと思うんですけども、中には洋式トイレを望まない児童生徒がいるからということでありました。それではそれでいいと思うんですが、現在何%で和式トイレがあるのかお答えいただけますか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えをさせていただきます。

現在、和式トイレは約30%となっております。今後の洋式化につきましては、トイレ改修の際に整備してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

このトイレの問題、各家庭での洋式化率がだんだん進んでくると思うんです。沖縄

はもう九十何%ですから、この辺もそれに近づいてくると思うんで、そうなるとますますあの和式トイレのなんて言うんかなプレッシャーがなくなっていくと思うんで、今後を考えれば洋式化の方向でさらに進められると思うんです。それに十分対応できるように求めておきたいと思いますが、それでよろしくをお願いします。

避難所になっている関係でですね、今後施設改修当時に、災害発生時に避難所になることを想定しておりますけれども、この避難所におけるトイレの確保管理ガイドライン、スフィア基準を参考にしていくという答弁でありました。ぜひそれで進めていただきたいと思うんですけれども、このスフィア基準についての男女比率とはどのようなになっているのか確認させてください。どうでしょうか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えさせていただきます。

スフィア基準におきましては、トイレの男女比率は1対3と認識してございます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、車椅子で使用できる多目的トイレの整備についてであります。体育館には11校中8校にしか、大分進んでいるんですけれども答弁でありました。この未設置の3校についてはどのように考えているのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えします。

体育館のトイレにつきましては、構造上の問題で、現在、小川小学校、石垣中学校、八幡中学校には設置されてございません。今後、状況を見ながら考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ぜひ今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3つ目の問題、小中学校体育館に空調設備のエアコンを設置することについては、もう先程ぜひ前向いて進めていただきたいと思ひます。

各家庭へのエアコン設置の補助についてであります。これ今の御時世で本当に大変な熱中症の問題もありますし、ぜひ考えていただきたいんですが、どういうところ

で落としどころをつけるかということなんですけども、広川町の場合は更新が多いということをお聞きしたんですけども、当町の場合を考えたら、予算的にも要るので、さっき言うた2つの基準で、しかも新設の場合に限定して考えていけば十分対応できると思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（谷畑 進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

増谷議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

各家庭におけるエアコンの設置補助についてでございますけども、近年、夏場の暑さというのは顕著になってきているということはあの事実でございます。一方で、エアコンの設置ということになりますと、平成26年の全国消費実態調査という調査があったんですが、これによると和歌山県の2人以上世帯のエアコン普及率は98.2%となっており、エアコンを設置している家庭が多い状況であると思われるんですが、エアコンを設置していない家庭も存在するであろうと考えているところでございます。

また、エアコンを設置していても、実際その使用していないこういった家庭もあると考えられるためですねあの、まずは実態を把握するために、今年度、介護保険の事業計画のためにアンケートを実施する予定なんですけども、このアンケートのときに実態調査ということで設問を追加して実態調査を行うなど、まずは実態把握を行っていきたくて考えております。その上で、補助制度というのが必要であれば、また検討していくとそういった形で考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、あの育休退園の問題に移りたいと思います。

先ほどの御答弁で、令和4年度から令和7年8月までの件数を出していただきました。それで知りたいのは、旧町別に各年度ごとに何件あるのかお答えいただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えいたします。

令和4年度は、吉備地区16件、金屋地区6件、町外が2件でございます。令和5年度は、吉備地区が18件、金屋地区が6件、町外が1件でございます。令和6年度

は、吉備地区が21件、金屋地区が5件でございます。令和7年度は、吉備地区が5件、金屋地区が1件となっております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

今、件数の御答弁をいただきました。

これを見ますとですね、先ほども3歳以上の場合は一定継続利用という答弁もありました。そういうことから考えますと、2歳児以下の継続入園というのは、この実績から言ったら吉備地区は多いということもありますし、ほとんどがここのところで変わってくるんだなということが推察できると思うんです。

それで、育休退園を迫るときの聴聞手続なんですけどどういう説明をしているかということなんですけど、誰が保護者に直接説明しているかお答えいただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えします。

入園手続の際には保育担当者が、また退園時期が迫った折は、園長または保育担当者が行っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

私、この育休退園の問題で、育休退園を余儀なくされたある方から間接的に相談を受けました。それはこんな内容でした。2歳児を持つ母親の知り合いからですけども、第2子が生まれたことで母親が育休に入ったか、退職での結果から、町が定める保育が必要な事由から外れたということでありまして。あまりにも理不尽な仕打ち、第2子が生まれたら常識的に考えて育児は倍忙しくなるのに、まして新生児なのになぜ第1子も家で見られるのかと判断されるのか全く意味が分からない。その母親は周辺自治体で探すという。町は子育て支援の責任を放棄し、本来担うべき負担を家庭と周辺自治体に押しつける形になっています。

さらに、次に再度保育園に入れようとしたとき、2人同時に入園させなければならぬので、どうしてもハードルが高くなります。次のタイミングで上の子がもともと友達ができているこども園に、2人の子供のクラスに空きがでるとは限らない。なければ不本意な遠くの園に入園になるとも限らない。最悪、引き続き家庭で見ることになるかもしれない。母親の負担は増え就労もできなくなり、世帯収入にも影響が出ま

す。子供にすれば、ある日突然、保育園に通えなくなり、友達とも遊べなくなります。大きな問題ではないでしょうか。

子ども・子育て支援事業計画のスローガン、「子育てに地域みんなで取り組み、子どもが未来に輝くまち」、これからしてどうなんでしょうか。保護者のことを思い、真面目に支援しようと考えているなら、既存のルールをしゃくし定規に適用する前に、保護者の思いにきちんと耳を傾けるべきです。保育を希望する全ての保護者の子、保護者の就労形態に関わりなく預かるべきです。保育におかれたマンパワーをかけるべきです。そのほうが保護者に受け、この町に住んで働きたいと思う家庭が増えると思うとこういう内容でした。こういう中で今全国的に育休退園が問題になっています。

先ほども継続理由がされている答弁がありましたけれども、小学校へ上がる前の配慮というのがありました。ほかにも理由があって継続理由になっているか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えをさせていただきます。

現在、有田川町におきましては、3歳以上の子供さんにつきましては、小学校の就学を控えておりますので、退園することなく継続入園していただいております。また、2歳児以下の方につきましては継続入園につきまして、個々の家庭の状況等をお聞きしながら判断をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

この育休退園です、所沢市で育休退園を迫られた保護者が、通園の執行停止を申し立て、埼玉地裁が保護者の訴えを認める決定が出されたのは御存じでしょうか。地裁の決定は、保育園で学ぶことができる集団生活のルールや人間関係などの重要性を指摘し、保育園に通園できなくなったことは児童の人格形成に重大な影響があることは明らかであると強調。さらに継続的な保育を受ける機会を創出することによる損害は看過し得ないと見る余地が十分にあり、執行停止は緊急の必要があると認めています。これはまさに重大な指摘であります。

また、国においても、子育て支援法第19条第2項で、「保護者・内閣府令で定める事由により、家庭で必要な保育を受けることは困難であるもの」と、保育の必要性の理由に育休を明記した上で、発達上環境の変化に留意が必要な場合などを保育の継続が必要だとしました。内閣府は、まさにこの育休を加えたことについて、これまで決まりがなかったものを明記したものであると言っているわけです。この点で明ら

かに制度が変わってきたわけです。それでこういうことを受けまして、兵庫県では41市町村で育休退園を廃止しました。愛知県では、育休退園を撤廃する方向で進めようとしています。こういう全国的な事例がある中で、やはりもう育休退園は廃止しかない、このように思いますが、当町はどうでしょうか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えをいたします。

育休退園につきましては、保育士を十分に確保いたしまして、待機児童の発生の見込みがないということを見極めました上で考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

この待機児童の問題、全国の市町村のどこでも理由に出てくるんです。しかし、当町においては、待機児童はないというのが当教育委員会の答弁でありました。

そして、金屋第一こども園はもうじき新築され始まりますよね。待機児童の対策にもなるという答弁であったと思います。こういうことから、十分対応できると思うんですが、育休退園をなくすべきだと思いますが、町長、答弁してください。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この問題についても、増谷議員も以前からいろいろ熱心に取り組んでくれております。ほいで私もそのねえ子ができたけすぐやめって、それは無理な話だとは思っています。ただ、その保育士の問題とかですね、いっぺんそのあの保育士もだんだんと増やしてますし、今度は金屋のこども園の定員増もやっていますんで、そこたい幾らぐらいかかるんか、慎重に調べてですねできるだけ育休退園も少なくなるように、教育委員会と協議をしていきたいなと思います。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

町長、私は育休退園を少なくなるようにとは言ってないです。なくせと言っているんです。そこはちゃんと捉えてくださいよ。

保育士の配置基準が変わりましたね、その点御存じですか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

はい、認識してございます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

だから、育休退園関係なく保育士を増やしていかなければならない情勢があるわけ
ですよ。そうですね、教育長どうですか。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

おっしゃるとおりだと思います。委員会といたしましては、関係の大学とかのほう
へ出向いてですね、パイプづくりにも努めさせていただいているところで頑張ってお
ります。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

保育士の確保の問題はすぐに決まる問題ではないけれども、しかし、育休退園はい
つまでになくすという方向を出してください。町長、どうですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

早急に検討はさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

なくす方向で進めていただくわけですね、町長。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それはええことでありますので、その方向に向けてですね協議は教育委員会と進め
ていきたいと思っております。

○議長（谷畑 進）

以上で、14番、増谷憲君の一般質問を終わります。

……………通告順5番 13番（堀江眞智子）……………

○議長（谷畑 進）

続いて、13番、堀江眞智子君の一般質問を許可します。

堀江眞智子君の質問は、一問一答形式です。

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、堀江眞智子、一般質問に入りたいと思います。

今回は、2つの点について質問をさせていただきます。

まず1つ目は、奨学金制度を活用して大学・短大・専門学校等に進学した町民がUターン就職した場合、返済に苦しむことがないように奨学金返済支援制度を創設する考えはあるかについてであります。

本来、教育を受ける権利はどの子供にも平等であるため、無償であるべきだと私は考えますが、現状では小学校から大学までに関わる教育費は少なく見積もっても1,000万円以上かかると言われています。保護者に負担をかけたくないと考える子供は、大学進学の際に奨学金に頼るしかありません。誰もが給付型奨学金が受給できればいいのですが、多くの方は貸与型奨学金になります。

奨学金300万円の場合の返済シミュレーションは、月賦返還で204回で返済する場合は、毎月1万5,200円を17年かけて返済するということになります。単身の場合であっても、手取り25万円以上なければ返済が大きな負担となるようです。大学・短大・専門学校等を卒業した後、このように重い負担を背負っている方は多いと思います。そのような方々の中には、本町に帰って働きたいと考えている方もいらっしゃると思います。そのような方々に有田川町に帰ろうと思ってもらうためにも、町として奨学金返済の支援策を検討することは重要だと思われれます。

実際に奨学金返済支援策を講じている自治体は、2021年6月現在で33府県、487市町村に及びます。もちろん自治体ごとに一定の要件が定められ、それを満たす方の奨学金返済を支援する取組を行っています。奨学金返済支援施策を有田川町が行っていることを知れば、UターンやIターンの青年層が増えるのではないのでしょうか。この施策は必ず人口増加に役立つと思われれます。奨学金返済支援策に対する町長のお考えをお聞かせください。

2点目の質問であります。課題を抱える子供の多様化に対応するために、町として小中学校への支援策の拡大などについて考えはあるのかお聞きします。

本町でも、特別支援学級への入級希望者が増加していると思います。このことは、保護者が子供の成長や学びについてどのような進路がふさわしいのかを正面から考えていることとともに、特別支援教育に対する理解が深まっている表れだと思います。それだけに特別支援学級で子供も保護者も安心して学べるために、今よりもよりよい教育環境を整備することが求められています。

しかし、文部科学省は、小学校から35人学級になっても支援学級の定数は8人のままで放置しています。本来35人学級になった時点で、支援学級の定数は少なくと

も7人にするべきだったのであります。この1つ目に、支援学級の1クラスが8名という定数について、教育長はどうお考えなのでしょうか。

そして2番目に、教育長として文科省に定数改善を、そして県教委に支援学級への独自加配を要望しているのでしょうか。

有田川町内の特別支援学級には、27名6学級、21名3学級、20名3学級など、多くの子供が在席し学んでいる学校もあります。1学級にすると8名にはならないのかもしれませんが、1名の担任だけでは対応が大変なのではないかと思えます。本町では支援員を配置してくれていて、子供たちの学びにとって重要な役割を担ってくれていると聞いています。しかしながら、支援員さんは授業を担当することはできないようです。本来なら文科省や県教委が人的措置を講じるべきですが、なかなか実現しないので特別支援学級の子供たちの学びを豊かにするためにも、5人以上の支援学級に町独自に教員を配置する考えはありませんか。

また4、支援学級担任の働き方の観点からも、町独自の支援策についてどう考えているのかお聞きします。

これで1回目の質問を終わります。御答弁のほう、よろしく願いいたします。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

堀江議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、1点目の奨学金返済支援制度の創設についてでございますけれども、近年、大学や専門学校への進学に当たり、奨学金を利用し、卒業後の返済が経済的に負担となっていることは認識をしております。

また、若い世代がですね町外へ転出している中で、進学後も町に戻って働いてもらう、あるいは町内で就職して定住してもらうということは、地域の活性化や人口減少対策からも重要であると考えております。

あの今一番ですね企業さんも問題になっているのが、実はその人材不足です。うちの会社へ来てくれといってもなかなか来てくれないということで、ほいでそこら辺もあるんで、とにかく大学を卒業して地元で働いてほしいというのはほんまみんなの願いで、企業さんもそうだと思います。

うちの町にも立地企業との連絡協議会というのが今立ち上がっていいます。これは年に1回か2回、講習会とか研修会をやるんで、その人とも相談をしながら、受け入れてもらえるのかどうか、これは県もやってまして、県とうちの町の企業さんはそれへ乗ってやってるんか知りませんが、県もそういう制度を使って今やっているんで、そこたいもすみ分けをどうするのか、また立地企業の方にも近々ですね相談をして、何とか協力をしていただけないかという話をさせていただいて、地元へ残ってくれて地元で就職してくれるということは非常にこううれしいことであるので、そ

の点については全く問題ないと思うんで、企業さんにもぜひお願いをしてやっていきたいなという考えは持っています。

それから、2点目の課題を抱える子供の多様化に対応するために、小中学校へ支援策の拡大などについての考えということでございますけれども、これは教育長に答弁をさせたいと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

堀江議員の御質問にお答えさせていただきます。

特別支援学級の定数については、公立義務教育小学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律において定められております。

特別支援学級においては、個々により発達の特徴が異なるため、1クラスに複数人在籍する場合、その特徴の違いがもたらす教育的な課題はあると認識してございます。

加配の要望については、特別支援学級に限らず、県教育委員会へ要望しております。特別支援学級の人数が多い学校には、県教育委員会から非常勤講師を配置いただいております。今後も引き続いて県や国への要望は続けてまいりたいと考えております。

町独自の教員配置につきましては、特別支援学級が設置されている全ての学校に、特別支援学級支援事業により支援員を配置しております。多い学校では、6名の配置もさせていただいているところでございます。

町独自の支援策については、現在、特別支援教育スーパーバイザーを1名配置しております。町内全小中学校に入っただき、事例の検討やカリキュラムの編成のアドバイス、特別支援学級担任の皆さんの相談に応じたり、個々に対応させていただいております。

また、教育相談や学校経営のスーパーバイザーの方も配置しております。教員の負担軽減を図り、教職員が相互に協力し合えるようなチーム学校としての学校づくりを推進してまいっているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

再質問をさせていただきます。

奨学金制度のことについてであります。あの和歌山県にはですね大学がまあ少なくですね、県外へ出ていく子供がたくさんおられます。専門学校においては、看護学校など有田にはなくてですね、介護の専門学校は津木にありますけれども、今、その介護の専門学校もですね生徒が少なくなって、海外からの子供が勉強に来て、有田

川町の介護施設にも働いてくれているようです。

ですねこの奨学金、先ほど町長が言われたように、地元の企業の方も問題視をしてくれているようであります。例えばですねかくかくの大学へ行っている子供に、みんなにはその支援策は無理かもしれないということかもしれませんけれども、例えば今、看護師が少ない、介護福祉士が少ない、そういうところにまずは手を差し伸べていくというのも大事ななと思います。

ちょっと話が飛び飛びになりますが、まあその看護学生もですねあまり皆さん知らないと思うんですけれども、各病院で全ての病院かどうかは分かりませんが、前にお聞きしたところでは、桜ヶ丘とか済生会病院なんかは、そういう奨学金制度みたいなものもあるんですけれども、看護学校へ行きたいと思う子が、その病院にそういう支援策があるかというのは、行くまでよく分からないと思うんですね。

うちの息子も看護学校へ行ったんですけれども、そういうことは知りませんでした。たまたまこちらへ戻ってきたんですけれども、多分20年近くかかって奨学金を返済しました。そういうこともあるのでですね、本当に初めの1歩は少なくともいいので、その子供たちの支援をしていくというのが本当に大事なんじゃないかなと思います、そこのところをもう少し町長の答弁をいただいてもいいですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

先ほども申し上げたとおり、大事なことであると思うので、一遍立地企業の皆さん方とも相談しながらですね、本当に企業の方、物すごく困っています今。人員が寄らないということで、多分県もやっているんで、うちの企業さん、県のその制度でどのぐらい乗ってるんか僕も全然分かりませんので、一遍それは調べてですね、ぜひ企業の方とも話し合いを持って一緒にやっていただけるように努力してまいりたいと思います。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

そしたらですね、奨学金返済支援施策を講じている自治体が、先ほど2021年6月現在で33府県、487市町村に及ぶと申し上げましたけれども、こういう自治体を調査して、本町でどのような支援策が講じられるかというのを検討してほしいと思いますが、そこのところはいかがですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

堀江議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほども町長も答弁させていただいたとおり、重要な施策だと考えておりますので、

その辺も他市町の事例も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

ぜひ早急に調査をしていただいて、本町でどういう支援策が講じられるのか、早速ですね問い合わせさせていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

そして2つ目の質問であります。答弁をいただきまして、1番目のことについて再質問をさせていただきます。

学級編制及び教職員定数が法で定められていることは承知をしております。特別支援学級に在籍する子供は様々な個別の課題を抱えていますから、2人で1クラスの場合は、複式のような対応が求められるのではないのでしょうか。さらに在籍人数が増えれば、具体的にどのような課題があると考えているのでしょうか。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えさせていただきます。

いわゆる定数8名で1クラスになるということでございます。本町におきましてもですね、こういった8人の学級というのがございます。堀江議員御指摘のとおりですね、この様々な発達の状況の子供たち、また課題も違ったり学年も違ったりということで、複数おられる学級というのは本当にですね経営が難しいと私も感じてございます。

担任の先生方につきましても、その授業の準備でありますとか教材の準備、それから授業改善の工夫というのがかなり求められますので、本町といたしましては、今後でもですねぜひしっかりとサポートをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

もっとですね、このサポート、加配教員や支援員の配置が大事だと思うので、このことを進めていっていただきたいと思いますがどうですか。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えさせていただきます。

県のほうとかでもですね、非常勤という形で配置はいただいております。時間数に

も限りがございます。町といたしましてもですね、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

それでは、2番について再質問をさせていただきます。

現在、非常勤講師を配置していただいておりますが、週当たりの授業時間は、小学校で12時間、中学校で15時間あります。先ほども答弁していただいたとおりでと思うんですけども、このことについて文科省に定数改善を、そして県教委に支援学級への独自加配を要望しているのでしょうか。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えいたします。

非常勤につきましても配置の要求もさせていただきます。それから、時間数先ほども申しましたけれども、短いというのも事実でございます。そこは町のほうで補填させていただいたりですね、本町としては工夫させていただいておるんですけども、定数自体の改善につきましては、県あるいは国のほうへ引き続き要望したいと思っております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

えとですね非常勤講師を県教委が配置してくれていることはありがたいことですが、1クラス6人以上、または5人で3学年以上の子供が在席する場合と条件が定められていますし、週当たりの時間も15時間から13時間の勤務なので、1日の勤務時間が3時間から2.6時間と短いのではないのでしょうか。少なくとも非常勤講師配置の条件の場合は、1日7時間程度の勤務ができるように要望すべきではありませんか。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えさせていただきます。

今、堀江議員がおっしゃるとおりですね、授業というのは午後もありますので、時数をもっと増やしてほしいというのは私ももう同じ意見ですので、引き続きしっかりと要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

3番目の再質問をさせていただきます。

文科省が定数改善を図ってくれない中で、町教育委員会として特別支援学級支援事業として支援員を配置するために御苦勞されていることは感謝いたしております。

まず、支援員さんについてのことを2点お伺いします。

支援員さんはどのような役割を担ってくれているのでしょうか。そして、支援員さんが教員免許を持っていたら授業をすることができるのでしょうか。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えさせていただきます。

支援員の皆さんにはですね、特別支援学級でそれぞれの子に応じた関りをしていただいております。それぞれの子供たちのニーズというのはまたみんな違いますので、そういったことにきめ細かく対応いただいたりですね、授業中の学習要綱を高めたりですね、授業に集中したり、ノートに板書を写したり、そういったことをいろんな面で細かくサポートしていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

ですね教員免許があれば授業をすることができるのでしょうか。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

失礼しました。お答えいたします。

支援員というのは、基本的にですね担任の補助として入っていただいて、授業のサポートとか、それから自立への支援とかそういったことを主にやっていただいております。教員免許を持っている場合は非常勤になっていただいたり、1人で授業をやっていただく、そちらのほうが主になります。

ただ、本町の場合は免許を持った方も支援員として希望していただいておりますので、基本的には授業のサポートということになります。

以上です。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

そしたら、教員免許を持っていても、正規の職員さんのサポートという形になるということですね。分かりました。

そしたら、4番目のことについて再質問をさせていただきます。

私は特別支援学級の担任の先生は、複数の子供たちの様々なニーズに応えようと日々努力をされていると思います。支援員さんも同じ思いで頑張っておられると思います。子供たちの確かな学びを保障するために、特別支援学級に関わっておられる方々の考えをしっかりと受け止めて、支援員のさらなる増員、町独自の教員の配置など、町独自の教育施策を講じていく考えをお聞かせいただけますか。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えさせていただきます。

町独自の教員ってなかなかですね配置するのは難しいんですけども、本町の場合は、小学校1、中学校1というふうに配置いただいているところがございます。

今後もですね支援学級だけではないんですけども、子供たちの状況に応じてですね関係部局とも相談しながら進めたいとは思っているところがございます。それと何よりですね、担任の先生方が孤立してしんどいとかですね、そうならないようにチーム学校としていろんな専門の方にも来ていただきながら、教育委員会としてもサポートを続けたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

えっとこの今の質問の全般に最後のお願いとしてですね、支援学級、本当に様々な子供がいて大変だと思います。本当に1人に1人ついてもいいぐらいのことだと思うんですけども、これからも学校だけに任すのではなくて、支援員さんの声をこっちから聞きに行くと、教育委員会から聞きに行くというような立場をとっていただいて、子供たちの学びの環境を整えていっていただきたいと思います。そのことについてどうでしょうか、一言。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えさせていただきます。

今、堀江議員のおっしゃったとおりですね、教育委員会といたしましては、こっ

ちから出ていってですね、いろんな先生方にも入っていただいて、現場の声を直接で
すね聞いて、また反映させていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

これで終わります。

○議長（谷畑 進）

以上で、13番、堀江眞智子君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 14時19分

再開 14時35分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

……………通告順6番 2番（栗山昌之）……………

○議長（谷畑 進）

続いて、2番、栗山昌之君の一般質問を許可します。

栗山昌之君の質問は、一問一答形式です。

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

議長の許可を得ましたので、2番、栗山昌之、一般質問させていただきます。

今回はですね2つのテーマを質問させていただくんですけど、まず1つ目は、通学
路等の安全のことに関してになります。

この夏休みに入る前に、町民の方から、通学路や常時町民が利用する道路の側溝、
それとか並行する水路で転落防止柵がないなど、そういうところの箇所が多いと聞いて
います。また、県道22号吉備金屋線沿いのある家屋で、県道への倒壊の危険性があ
るのではないかとの意見もいただいております。当然、この箇所も通学路の危険箇所
として挙げられています。通学路関係以外でも倒壊の危険性を含んだ家屋がありますが、
危険家屋の行政代執行による撤去という方法はないのでしょうか。

通学路のことで教育委員会に安全確保ができていないのかを問い合わせてみると、こ
の夏休み中で調査を行い、建設課と打合せをして改善を行いたいと聞きました。予算
の都合もあるのですが、命に関わる問題と思えますので、改善を行ってほしいと思
います。今後の改修計画をお示してください。

次に、前回の6月議会で各種委員会・協議会の議事録は公開されるのか、また、開

示請求するまでもなく、ホームページなどで公表しないのか、また、委員会の選定はどのような基準で行っていくのかと質問させていただきました。団体数は53団体で、ホームページも議事録公開は現在考えていないというお答えと、委員の選定については、外部の選定委員会を設置することは考えておりませんという答弁をいただきました。その後、数名の委員さんや町民の方々から、どういう委員会があって、どのように選ばれているのか分からないよという意見を聞かせていただきました。安心安全の町行政を推進するのであれば、広く意見を聞く必要があるのではないのでしょうか。

また、ある委員さんからは、任期の過ぎた委員について、一般公募すればいいのではないかとの意見も頂戴しました。委員さんの選定については、委員会事務局とすれば現委員の再任が一番人物も分かっているし内容も把握してくれているので簡単な方法だと思いますが、新しい御意見を頂戴することの障害にもなっていると思います。このため、委員会等の公表、委員の公募を考えてはいかがでしょうか。

また、議事録のホームページ等での公表も再度検討していただきたいと思います。聞くところによると、議事録の作成も行っていない委員会もあるように聞いています。幾ら何でも委員会を開催して、会議の内容を記録していないのはいかがなものかと思えます。町民に対してももっと分かりやすい行政を行っていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

壇上での質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、栗山議員にお答えさせていただきます。

まずは、1点目の通学路やスクールゾーンを含む町民の安全対策についてでございますけれども、毎年、各地区から道路修繕等の要望がありますが、令和6年度では897件、令和7年度では724件と数多くの件数で、また、その内容も多岐にわたっております。その中でも安全対策関係の要望は、令和6年度で191件、令和7年度で159件となっております。町といたしましては、限られた交通安全対策費及び道路橋梁維持費の中から、現地確認等や場合によっては地元区長立会いの下、危険度、緊急性、公共性の高いものから優先して取り組んでおります。

令和6年度では、側溝に溝蓋をするのが8件、カーブミラー設置が40件、ガードレール設置が2件、転落防護柵設置が2件、落石防止対策が1件、危険な舗装の修繕を7件実施しており、令和7年度現在では、側溝に溝蓋をするのが18件、カーブミラー設置が16件、ガードレール設置が2件、危険な舗装の修繕を9件実施しております。また、職員が日々の町道巡回の中で危険な箇所を発見したときにも対応しております。

通学路における安全対策については、危険箇所の把握を行い、改善に向け教育委員

会、学校、育友会等とともに連携・協議をしております。

先日、教育委員会から依頼していた通学路の危険箇所報告書が、町内の小中学校及び育友会等から提出されています。その報告書を基に現地確認や関係者等との協議を行い、先ほどと同様に危険度、緊急性、公共性の高いものの順から優先して計画・実施していきたいと考えております。

続いて、倒壊等の危険がある建築物の撤去対策についてでございますけれども、空家等対策の推進に関する特別措置法において、空き家等の所有者または管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めることとされております。空き家等の管理責任は所有者等にありますが、町においては、一定の要件を満たす空き家等を除却しようとする者に対し、補助金を交付することでこれを後押しする取組を実施しております。

また、地元区長から適切な管理がなされない空き家についての通報があった場合は、同法の規定により所有者等の調査を行い、情報の提供及び助言等を行っております。

なお、令和5年度の法改正により、新たに管理不全空家等の所有者等に対して指導・勧告ができるということになりました。これを受けて、昨年、和歌山県空家等対策推進協議会により、その判断基準が示されたところであります。県内自治体において、指導・勧告の実績はまだ数件にとどまっていますが、所有者等に対し指導や勧告を実施することには一定の効果が期待できるため、今後、近隣市町の状況を鑑みながら、必要のある場合は同様の措置を取ってまいりたいと思います。

また、危険空き家の行政代執行による撤去についてでございますが、町長が和歌山県特定空家等の判断基準に基づき、適切な管理が行われず地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているもの等に特定空家等の決定をし、当該特定空家等に関し、除却・修繕・立ち木等の伐採、その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を取るよう、助言または指導、次に勧告、命令することができますが、それでもなお、その措置に履行をしないときは行政代執行ができるとなっております。

ただし、特定空家等を行政代執行により除却等した実績は和歌山県内でも数件であり、特定空家等やそれに相当する程度の空き家の数を比較すると、圧倒的に少ないのが現状であります。その背景には、除却等の費用が回収できなかった場合のリスクや、行政代執行することにより、本来、適切な管理をしなければならない所有者の管理意識の低下につながる懸念等があると思われまます。そのようなことから、特定空家等に対する措置については、段階をおいて慎重に進めていき、行政代執行に至らないように、その手前で履行を促していく必要があると考えます。

次に、2点目の町で設立運営を行っている委員会・協議会の委員等は公募や議事録の公開についてでございますが、町に設置されている各種委員会や協議会の委員の選定については、それぞれの会において協議の上、適任である方を選定・任命させていただいていると考えております。

また、各会の議事録等については、有田川町情報公開条例の規定により、請求があればいつでも公開できるものと考えております。今後とも町民の皆さんに広報を通じ、情報発信に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

はい、ありがとうございます。

児童生徒以外にも、通行人や高齢者などが安全に通行できる環境というのは整備して行ってほしいと思います。そのためには、今おっしゃられた中では、予算が限られてるよ、ほんでまあその中では一生懸命やってるよというふうな形で言われているんですけども、それはよく分かるんですけども、危険度とか緊急性とか公共性の高いものから優先してというふうに聞かされていますけれども、必要とされるのは、対策箇所というのが分かった段階で、なるべく早く対応して行ってほしいと思うんです。だから、予算がなければ予備費になったり、補正予算を組んだりというような格好で対策して行ってほしいと思います。

だからまあなんて言うんですかねあの悪い場所があったら、すぐ直していこうよというイメージで、町としても頑張っていていただきたいなというふうに考えています。というのは、もしこれでけが人や死亡される方というのが出てくると、これまたちょっと大変なことになると思いますので、それが起こる前に対策というのが重要ではないかと思いますが、その予算をいろいろ確保して、なるべく早くという格好ではいかがなものでしょうか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

栗山議員の再質問にお答えさせていただきます。

通学路、そうでない道路についても同様に、極めて危険度が高い、例えば、陥没してもうバイクがそこを走れば転倒するというようなときとか、同じことなんですけど、緊急性が求められる箇所については、先行して対策を講じています。

ただ、町内の全域よりたくさんの要望をいただいております。その中にも対策や修繕が必要な箇所はたくさんあります。国庫補助事業や起債事業などを使いながら、順次できることから対応しているところであります。主に今のところ補正予算や予備費で対応しているのは、直ちに機能回復をしなければならない道路、河川、農業関係施設などの災害復旧工事となります。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

それはそうやと思います。ところが、前に一般質問された先輩の議員が言っておられましたけども、線状降水帯それが出て、ちょうど道路と水路との間が分からんようになった、それで落ち込んだよというようなことが起こる可能性も非常に高くなってきてますので、そういうところを十分注意して、考えて対応して行ってほしいと思います。お金のことがありますので、優先順位というのは分かるんですけども、極力この予算というのを増やして対応して行ってほしいなというふうに思いますので、町長、どうですか。予算を来年度上げるとかいろいろその辺。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

あのそのね人命に関わるようなところがあればですね、早急に建設環境部にやれということを申しております。ほいでそういう箇所が物すごく増えてきてですね予算が足りないときは、またそれに対応させていただきたいなと思います。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

ありがとうございます。

あの道路に関しては、そういうふうになるべく早急に人命に関わるというようなことで考えておいていただきたいと思います。

ほんで倒壊の危険性のある家屋の対策ということについてなんですけども、道から見ると屋根の瓦が飛んでるだけと違って、向こうに空が見えるというような家屋もごございます。そういうようなこともありますので、今、台風が来たらというのは通常の災害というふうに考えられるかも分かりませんが、先般から強風だったりとかいうようなこともありますので、その辺も含めて対応を考えて行ってほしいなと思います。

これもし倒壊して被害が出る、もしくは道路がふさがれるということになると、責任というのは一体どないなるんかというのをあのちょっと答弁しておいていただきたいと思うんですけども。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

栗山議員の再質問にお答えさせていただきます。

天災等により通行の安全性に支障を来している場合は、例えば木が倒れてきたとか、石がまくれているとかという場合は、直ちに道路管理者が通行を確保するようになっ

ております。

通行者に損害を与えた場合ですが、原則として所有者等に瑕疵がある場合は、所有者等が責任を負うことになっておりますが、通常予測できない異常な天災が原因の場合は、所有者等が通常の注意を尽くしていれば免責される、可能性の問題なんですけども、可能性もあります。

行政においては、何もせず放置していたのであれば責任が及ぶ可能性があります、通常果たすべき義務を尽くしていれば責任がないと考えられます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

それで分かりましたけども、でもまあまあ被害があつてからやったらちょっと遅いと思うので、なるべく早くいろいろ対策というのを講じていていただきたいと思えます。

それと、先ほども県道という言い方もしましたけど、県道・国道についての箇所というのも多分多くあると思うので、それも県関係に要望を十分していただきたいと思えます。そのときには、やはり命に関わる問題ですよというような状況の中で要望して行ってほしいと思えます。

これはもう要望でございますので回答は結構ですけども、次に、各種委員の選定について、前回は質問させていただきましたけども、その前回の議会の後、どうやって現役の委員さんに聞いたら、町民に公表して立候補してもらったらどうよというようなお話も聞いたんですよ。こんな委員がありますよというのは全く知らないというような状況でもあると思えますのでちょっと、全員が全員立候補を受け付けよという意味合いではないんですけども、一部立候補を受け付けて、その方の内容を聞かせていただいて選定していくというのはどうやのかなというふうに思えますので、その点どうやろかと思えます。

ほんでまああのなんて言うんですかね今までおられた方と違う方が委員さんになれるということは、いろいろ変わった意見というんですかね、アイデアも含めて状況が、豊富な知識もあると思えますので、立候補されるということはね。そういうような中でまあ言うたら、活性化を図っていただきたいなというふうに思うんですけども、公募の方法も検討していただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

栗山議員の再質問にお答えさせていただきます。

各種委員会や協議会の委員につきましては、設置条例や規則などによって専門的な

知識や経験を有する方や、また関係団体の代表者などを中心に選任しているところでございます。一部の委員会で公募している場合もありますが、こうした委員会、協議会は特定の分野における専門的な知識などが求められることが多いため、公募による委員選出は必ずしも委員会の目的に沿った人材確保につながらない場合もございます。

また、この関係団体から推薦を通じて委員に就任していただくことで、町全体の意見や利害関係を適切に反映することが可能となっており、現在の選定方法は合理的かつ妥当であると考えております。したがって、現時点におきましては、公募による委員選出をする考えは持っておりませんが、引き続き公平性・透明性を確保しつつ委員会・協議会が円滑に運営できるように努めてまいります。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

おっしゃる意味はよう分かるんですけども、これちょっと副町長に答えていただきたらと思うんですけども、実はね私もある委員ということで選定されてました。期限が来たら、もう一回やってよということで、もう一回だけやりましょうかというような格好でいったんですけども、次、もう今度変わってよというような状況で話をさせていただいたら、代わりの者を探してきてというようなことを言われました。退任する委員が探すというのはいかがなものかなと思うんですよ。

やっぱりここでいろんな意見を言ってくれる、いろんな人にどうやろかというのを聞いて行ってほしいなというのはありますので、だから公募というのは、公募してもその中から必ず選んでよというわけじゃなくて、いろいろこの方はこうこうでぜひ来ていただきたいという方がおれば、その人は来ていただきたらいいと思うんですけども、もっと広く意見を聞くというような格好で考えていただきたらと思うんですけどもどうですか、まだすんなり後任を探してこいというようなことはされてないでしょうね。

○議長（谷畑 進）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

私はそういったことは聞いたことはないんですけども、現在、そういったことはございません。

先ほど選定で専門分野とかお願いしている点につきましては、総務政策部長から回答させていただいたとおりでございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

でも、もう少し公募というのを枠を広げるなりいろいろ考えていただいたらどうかと思うんですよ。どんな委員があるかというのも分からない人もいっぱいいると思うんで、こんな委員会がありますよとか、こんな協議会がありますよ、そうやって私の知恵をそのまま使ってもらえるなというようなことがあれば、意見として聞くというのは重要なことだと思います。

知らないというんか、委員会で選定する中で、やはり漏れなく選定されてるかというたらそうじゃない場合もあると思うんで、だから1回ちょっと、正式になんちゅうんかな公募の枠というのを、たとえ1名でも2名でも広げていただくというような形で考えていただいたらと思うんですがいかがですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

栗山議員の御質問にお答えさせていただきます。

一部の委員会等で公募もさせていただいております。こちらで把握しているのは2つぐらいなんですけど、ただその先ほども申したとおり、委員会での目的であったり、その内容であったり、公募ですることがほんまにその委員会にとっていいのかというのもいろいろありますので、その辺も十分その委員会で協議していただいて、検討課題ということでさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

53ぐらい団体があつて2団体ということやから、もう少しちょっとしっかり考えていただきたいなと思います。

公募された方、絶対に取りえないかというわけではなくて、その選定の中のテーブルに上るというだけのことでいいと思いますので、必ずその人に委員になってもらうよということではないと思いますから、しっかりちょっと門戸を開けるといいますかね、いろいろ広げていただいたらと思いますので、よろしくお願ひします。

それともう一つ、議事録のことですけれども、各会で議事録をつくっていると思うんですけれども、聞くところによると議事録をつくってないよという委員会があつたというふうに聞いてます。議事録をきちっと誰々が何々言うた、誰々が何々を言うたというようなそこまでしなくても、摘要というんですかね、大体こういうような話があつて、どういうふうにまとめましたというようなものでも結構ですけれども、それは必ずつくっておると思うんですけれども、それはあれですか公開できますか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

栗山議員さんの御質問にお答えします。

公開につきましては、その協議会で必要があれば、その会議録とか会議要旨などについては必要に応じて公開はできますので、請求していただければできます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

さっきも言ってたんですけども、町民に対してガラス張りにしてほしいなというのが本来の思いです。ですから、簡単な摘要でも結構ですので、こういうことで、こういう協議会で、こういうことが話し合われましたとか、そういうのをホームページでも何でもいいですから、積極的に公開していただくとかいうような格好で検討していただきたいんですけどもいかがでしょうか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

栗山議員の御質問にお答えします。

あの全ての議事録であったり、会議要旨であったりそういう公開につきましては、その委員会によるんですけど、個人情報や団体内部の情報とかも含まれますし、そして様々な自由な意見とかというのもありますので、それらを含めて全てを公開するというのはあまり適当ではないと考えておりますが、ただ町民の皆様には説明責任を果たす観点から、会議の結論とか主要な意見の概要などの公開が必要な事項については適切にお知らせしておりますので、今後も引き続き透明性の確保と円滑な運営の両立に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

難しい問題もあると思います。例えば、人事関係なんかやったら公表はできへんし、そういうのは分かるんですけども、なるべく町民に対して公開、ガラス張り、こんなことやってまっせ、こんなこと考えてまっせ、こんな打合せをやってこんなんになりましたよというのは出していけるようにしていただきたいと思いますので、これは要望で置いておきますが、それで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（谷畑 進）

以上で、2番、栗山昌之君の一般質問を終わります。

○議長（谷畑 進）

続いて、11番、岡省吾君の一般質問を許可します。

岡省吾君の質問は、一問一答形式です。

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

皆さん、こんにちは。ただいま議長から発言の許可を得ましたので、これより通告に従いまして、11番、一般質問をさせていただきたいと思っております。

今回、私の質問は、川遊び等滞在者が放置するごみの対策についてということと、大規模災害を想定しての町の考えについてというこの2点について質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

なるべく早く終わりたいと思っております。明確な御答弁を賜りますように、よろしくお願いをいたします。それでは、早速始めさせていただきたいと思っております。

まず1点目、川遊び等滞在者が放置するごみの対策についてお聞きいたします。

この不法に投棄されるごみ問題をテーマとした一般質問は、もう毎年のように行っているところでございます。またかという御意見もあろうかと思っておりますけれども、それだけ地域が大きな課題として捉えられているテーマでありますことを御理解の上、御了承願いたいと思うところでございます。

もう毎年のことではありますが、今年の夏も酷暑、全国では気温が40度に達する地域もあったとかで、日本の夏の気候は既に亜熱帯化していると指摘されております。連日、今日も暑いですねの第一声が日常のお決まりの言葉で、涼しい秋の訪れを待ちわびる今日この頃であります。

そのような暑い今年の夏も、町内外問わず多くの皆さんが有田川に涼を求め御来訪くださっておりまして、有田川で泳いで涼を楽しまれ、わいわいとバーベキューしている光景は、これはもう夏の風物詩となっております。そのような背景、これまでも以前から何度も申し上げておりますけれども、一部のマナーが欠落した方々が放置するごみの問題が、地域皆さんの頭痛の種として非常に悩まされておりまして、きれいに掃除を済ませたその後に、程なくまた次のごみを放置されているという現実にほとんどやるせない気持ちに地域は怒り心頭であります。

以前の一般質問において申し上げた際、ごみの回収頻度と見回りの強化、監視カメラ設置などの対策を充実させる旨の答弁をいただきました。シルバー人材センターが管轄するふるさと見守り隊の委託料を増額して、夏場におけるごみ収集の回数を増やしていきたいということで、現在そのように対応いただいているところでございます。

そこで、まずこのふるさと見守り隊の実績についてお聞きしたいと思っております。活動日数の現状はどうかという点と、ごみの収集を委託している箇所は町内何か所を依頼しているのか。またこの夏、川遊び滞在者等が放置し、回収したごみの量はどのくら

いあったのか、それらの点についてお答えいただきたいと思います。

2点目に、県の環境監視員と町の連携の在り方に関してということでお聞きいたします。

県条例をひもとくと、和歌山県ごみ散乱防止に関する条例の中で、強い権限を持った環境監視員が位置づけられております。県条例では、ごみ放置者に対して回収命令に従わない場合は、過料徴収を行うという規定を設けておまして、その実務を環境監視員が担われております。有田管内では、湯浅保健所に1名の環境監視員が配置されており、町から情報提供しながら連携を図って巡回をお願いしていきたいという答弁を以前の一般質問でいただきました。そこで、町から環境監視員に巡回協力を依頼した実績はあるのかどうかをお示しいただきたいと思います。

3点目に、町条例の有田川町環境保全と美化に関する条例に関してお聞きいたします。

この条例の設置目的は、現在及び将来にわたって人と自然が共生できる美しい町の確保に寄与することを目的とすると条例の序章にうたわれております。環境美化の推進につなげるため、条例第24条では、環境保全推進員の設置が明記されております。この環境保全推進員の活動実態はどうかというところが個人的に注目するところでございます。一度その活動実績をお示しいただきたいと思います。

何人もみだらにごみを捨て散乱させてはいけない、申すまでもなく至極当たり前のことであります。環境美化の推進に努めるため、町民や事業者など一体となって自発的にごみ拾いなどの実践活動に参加していただいていることは、町民の環境美化に対する意識の高さの裏づけなのだろうと思います。ですから、一部の非常識な方々が放置するごみの対策を何とか考えよと、町民皆様から声高に叫ばれることもうなずけるわけであります。不法投棄ごみを減らしていく取組を町も数々と実践しながらも、何かたちごっこ感が否めない現状におきまして、もうひと段階強い縛りの条例改正が必要ではないかと思うわけであります。

以前にも一般質問で取り上げさせていただいたことがございますけれども、条例内に違反者への罰則規定を設けていないことへの問いに、町としては、違法投棄は犯罪であるため、違反者には法の下での罰則を適用されたい旨の答弁を以前されました。私は、毎年、地域の皆さんから承る苦情や散乱したごみの状況を見るにつけ、もうごみ不法投棄の罰則を条例に明確化して、断固とした態度を取るべき時期がきているのではないかと考えております。長の見解を求めます。

続いて、2項目めの質問に移らせていただきます。

大規模災害を想定しての町の考えについてということであります。

近頃、7月30日にロシアカムチャッカ半島沖で起きた大地震におきまして、日本全国沿岸部において津波警報が発令される事態に見舞われました。遠く離れた震源地でありながらも、津波の脅威を改めて思い知る出来事に、高い確率で近く発生すると

言われる東南海・南海トラフ地震の備えを再認識することとなりました。

有田川町としては、太平洋沖で大規模地震が発生した場合において、家屋倒壊や山崩れなどの被害が想定されますけれども、津波による被害につきましては、沿岸部の市町と比べると比較的影響を受けにくいとされております。震災時、まずは本町の被災対応がイの一番ということは当然のことながら、広域的なしかも相当に甚大な津波被害が想定される近隣市町の援助体制はどう協議されているのかをこの際お示しいただきたく、御答弁のほどお願いしたいと思います。

また、ただいまの質問と関連してくることだと思っておりますが、拠点機能形成車の運用に関してお聞きいたします。有田川町消防本部が現在管理する拠点機能形成車は、国から送られたものであります。聞くところ、和歌山県に1台の配備、大きな車体の荷台へは多くの資機材を積んでの搬送が可能なことをはじめ、荷台が横にスライドすることによって1つの大きな空間ができ、平たく言えば、動く会議室のように災害本部や作戦室の設置が可能になるなど、多岐にわたる活用ができる形成車であります。

このように、いざ災害時には様々な現場において、その拠点となる基地的な機能を兼ね備えた車両を国からいただけたということは、反面、その任務の大きさも備わっているものだと思われまます。私自身の感想ながら、この車両を引き受ける責務は極めて大きなものであり、大役を引き受けたようにも感じております。この車両の基本的な運用方針や活動指針を国県からどのように伝えられているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思っております。

また、近い将来の大規模災害が予想される昨今であります。町として避難スペース確保の一環として、防災公園整備の考えを議会に示されましたが、候補予定地の選定に関して賛否が分かれ、結果的に残念ながら議会での承認を得ることができませんでした。しかしながら、防災公園を整備するその意義につきましては、全議員皆さん賛同されているものと思っております。住民意識の中でも災害時の避難スペースの確保は優先度の高いニーズであると考えられ、引き続き防災公園整備の協議が詰められることを期待しているところでありますけれども、今後の町の考えはどうかという点を最後にお聞かせ願いまして、この壇上での1回目の質問を終わらせていただきます。御答弁よろしくお願いをいたします。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、岡議員さんに御質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の川遊び等滞在者が放置するごみ対策についてでございます。

議員さんのところの近くにも、ちょうどキャンプに、川遊びに適した箇所があって、毎年毎年ごみに悩まされて御尽力いただいているということはよく存じております。本当に御苦労やなという思いを持っています。

ただ、町からこっちへようさん来てくれるということ自体は大変うれしいことで、川遊び禁止とかそういうことはやりたくないんで、今後ともみんなに来ていただく方向で、いかにしてごみを減らすかということを中心にやっていきたいと思います。

今年の7、8月のふるさと見守り隊の活動日数は、金屋地区で2日、ごみの収集量は50キログラム、清水地域で12日、ごみの収集量150キログラムとなっております。このほかにもボランティアや環境衛生課が回収したごみがございます。500キログラム以上は行楽客のごみとして投棄されていると推測されております。

ふるさと見守り隊にごみ収集を依頼している箇所はございますが、行楽ごみが多い地域を重点的に巡回回収を委託しております。金屋大橋、夫婦石橋、岩倉神社、粟生カナリヤ食堂前周辺は特に行楽客が多く、ごみが多い場所として指定をしております。また、町が依頼している場所以外にも行楽ごみの情報があれば、環境衛生課職員が直接回収に向かうか、その都度、ふるさと見守り隊に依頼して回収を行っております。

また、県の環境監視員と町の連携の在り方に関してであります。町からは毎年、重点監視地域の要望を提出し、監視カメラの設置と巡回を行っていただいております。残念ながら監視カメラに映ったごみ投棄者の特定までは至ってませんが、疑わしい行為が監視カメラに映った場合には町に報告をいただいております。有田川町環境保全と美化に関する条例の第24条の環境保全推進員につきましては、任意規定であることから設置した実績はございません。

しかしながら、現在でもボランティア清掃活動を行っている個人や団体が複数でございます。そのような団体には環境センター利用料免除を行い、またボランティア袋の無料配布などを通じて連携を強化し、地域住民との協同により今後とも環境保全を推進してまいりたいと思います。

ごみ不法投棄の罰則でありますけれども、行楽客が不法投棄するごみも、廃棄物処理法の罰則、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられる対象となっております。また、河川法施行令でもごみの放置は禁止されており、3か月以下の懲役または20万円以下の罰金の対象となっております。町独自の罰則については、廃棄物処理法などの罰則が既にあることや、行楽客が放置するごみが多い有田川の河川敷については管理者が和歌山県であることから、直接的な罰則を町が策定することは困難であります。既にある罰則を周知し、今後とも啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の大規模災害を想定した町の考えの甚大な津波被害が出た場合の近隣市町の援助体制についてでございますけれども、津波被害等が発生した場合、近隣市町からの本町への避難者が多く発生することが予想されます。災害発生直後の初動期における近隣市町村からの避難者に対する援助体制については、有田川町避難所運営マニュアルにおいて、対象地域外の避難所への対応について、町外在住の方であっても避難者は全員受け入れることと明記をしております。

また、湯浅町とは全国醤油産地市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定を締結しており、要請に応じて緊急対策及び復旧対策を協力して実施することとなっております。

消防本部におきましては、平成18年4月1日付有田市湯浅広川消防組合・有田川町消防相互の応援協定を締結しており、この協定にのっとり災害に対する応援活動を行うこととなっております。今後も近隣市町との連携を密にし、災害発生時の援助体制を強化していきたいと思っております。

次に、2つ目の拠点機能形成車の件については、消防長に答弁させます。

続いて、3つ目の防災公園整備についてでございますが、有田川町地域防災計画において、防災公園整備計画が示されており、本町には現時点において防災拠点活動となる公園が少なく、緊急的に整備を推進する必要があるとされております。今後も防災公園整備に向け、その用地の確保に努めるとともに、本町の防災力の強化に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの国から配備されております拠点機能形成車の基本的な活動運用方針や活動指針でございますが、基本的にこの車両は大規模災害発生時、国からの要請に従い、和歌山県隊として派遣される緊急消防援助隊の後方支援活動を行うものとなっております。

また、総務省消防庁からは、緊急消防援助隊の活動以外にも和歌山県内等における災害や防災等に関する活動を行うことも御承認はいただいております。

以上になります。

○議長（谷畑 進）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

再質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目、川遊びと滞在者が放置するごみの対策についてということでございます。

町長の答弁冒頭に、有田川町に多くの皆様が来られてにぎわってくれることはうれしいことやと。ただ、いろいろ問題はあるんやけど、いろいろな対策をして、キャンプ禁止とかいうような措置はやらんとやっていきたいというような答弁がありました。僕も同様な意見です。にぎやかになってもうて、田舎が活性化したらいいことやと思っております。それを踏まえた上で再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほども口述でるる申し上げさせていただきましたけれども、夏場に投棄されるごみの問題、これはもう非常に本当に許せない行為でありまして、地域の住民皆様も大変な怒りを抱いておられます。環境衛生課であったり清水行政局など、ごみ放置の状態であったり回収依頼など頻繁に連絡も来るのかなということを思っております。

私も個人的には、気がついたら環境衛生課のほうへ連絡させていただいて、そして課長さんがすぐに対応してくれて取っていただいているということは、ほんまに感謝の気持ちであります。

そのような状況の下、ただいま川遊び等の滞在者が多く来られて、ごみ放置の事例も多いとされる清水地域が特に多いのかな、金屋大橋のところも多いんですけども、清水地域も多いのかなと思うわけでありましてけれども、そこでまず、清水行政局長にお伺いいたしますけれども、この夏の期間の川遊び等滞在者が不法に投棄するごみの問題、現状を踏まえて、地域の皆様からのいろいろなお話を聞く中で、どう思われているかという点を一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（谷畑 進）

清水行政局長、中谷芳尚君。

○清水行政局長（中谷芳尚）

自席から岡議員の回答をさせていただきたいと思います。

先日もあの地元の粟生地区の区長さんがちょうどうちに見えられまして、これを見てよということで写真を見せていただきました。その写真には、混在したバーベキューごみ、それに子供たちが使ったんでしょうね、あのエアを含んで水の圧力を出して、あのいわゆる水鉄砲の大きいやつですね、それも丸々2機、捨てておられました。よく昔からたくさんごみを捨てるマナー違反のお客が多いなというのは、私が職員で産業の観光の担当をしていたときも経験したんですが、その頃に比べるとかなりごみの量は減ってきたのかなとは思いますが、この間、うちの建設環境室のほうに聞きますと、町長からも150キロというキロ数で表示されましたけども、ちょうど2トントラックで2車分の回収をしてるよということで、毎週週明けの月曜日にシルバーさんに集めていただいて、清水行政局の建設環境室長、もしくは担当者が環境センターのほうへ運び入れているということでございました。

当初は7月、8月の夏休み期間中だけということであったそうなんですけど、9月もこの酷暑で川に遊びに来る観光客もまだおられるということの中で、1か月延長して回収をするんだということもお聞きしております。

先ほど言ったごみの量、1家族のごみでこんなものまでほるんかという、ちょっと考えられないなというのが心情です。今後も引き続き建設環境室・環境衛生課のほうとも協力して、ごみをできるだけ持って帰っていただくように減らしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

今、行政局長から本当に詳しく、状況であったりいろいろなことを教えていただきまして、いろいろ課題もあるということの認識も持っていただいているなということでお聞きさせていただきました。

特に、ふるさと見守り隊の皆さんにおかれましては、本当に毎週、多分日曜日の次の日辺りやと思うんですけども、回収に回っていただいているほんまに御苦労していただいているなということのを常々思っております、本当にありがたいなとこのように思っております。今後ともシルバー人材センターのふるさと見守り隊の皆様にご協力をいただきながら、また地元もボランティア活動の一環としてもそうですけれども、協力しながらごみを減らしていく努力も続けていかなければならないなとこのように思いました。

先ほど、今年回収されたごみの量を何キロ何キロということでお聞きさせていただきましたけれども、この量を多いと見るのか、少ないと見るのか、先ほど行政局長は以前よりも若干少なくなってきたのではないだろうかというような感想をいただきましたけれども、僕は多いなというふうな思いで思っております。

町条例を設置した意義や目的を考えたら、町の不法ごみをゼロに近づけていく、ゼロにするという目的があればこそ、この条例を立てているんだらうなと僕は個人的に思うわけなんですけれども、町長、一度そのごみの量ゼロに向かって目指していくという思い、その思いに変わりはないのかという点を確認のために一度ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

全く変わりはありません。以前はですね、ちょうどここもう10年か15年前、実は新金屋橋の通ったとこ、ここがすごいキャンプのメッカでございまして、町の職員、月曜日の日だいたい僕も何回も行きました。もう全てのごみはですね、本当にこう焼き肉の台から網から真っさらのまま放って帰って、それがですね今、地域の方もやっていますし、ボランティアの方もやってくれて美しくしている中でですね、今やっどごみの分別袋へ入れてくれて、上のごみのステーションまでやっど出してくれるところまで進んでおります。

それと同時に、有田川町にもきび体育館のところの中堤防があって、昔はミカンの腐りとか空缶とかも放り放題やってんけど、それも毎年1,000人ぐらいの高校生が出てくれたり、中学生が出てくれたり清掃活動を行っています。おかげで随分と減りました。ただ、もうないんかというところじゃなくて、随分と減りましたけれども、

これからもそういう活動を続けてですね、町の基本である不法投棄のごみゼロを目指して頑張っていきたいなど。

これはモラルの問題で、そういうことを続けていけば、必ずいつかは分かってくれる人が多くなってきますので、諦めずですね不法投棄ごみゼロを目指してしっかりと頑張ってきたと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

ありがとうございます。

先ほどの答弁の中で、県の環境監視員との連携についてはということで、監視カメラの設置と巡回をお願いしていると。なかなか実態として見えた運動というか、実態が見えにくいかなと個人的に思うわけでありましてけれども、どこまでしっかりやってくれているのかという点が気になるところでございます。

有田川の河川敷は管理者が和歌山県ということであるならば、強い権限を持ったその県の環境監視員の警戒・巡回をもっともっと強化していただきたいと思うところでございますけれども、限られた夏の一定の期間ですので、さらなる活動強化を県に申し入れられたいと思いますけれども、一度部長、見解を求めておきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

岡議員の再質問にお答えさせていただきます。

県の環境監視員は、警察OB1名で有田管内を担当してくれております。さらなる活動強化は難しいと思われませんが、町としましては、今後とも情報を共有して行楽客のごみ放置問題に、共にしっかりと当たりたいと考えています。それとあわせて、県管理の河川でございますので、別部署にもちょっと声をかけてしっかり申入れしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

しっかり働きかけてくれるということでお願いしておきたいなどこのように思います。

それから、町の条例に関してでございますけれども、今回この質問の趣旨といたしましては、不法投棄ごみの現状が変わりなく続くことを憂慮いたしまして、もう少し強い縛りをかけた条例に改正できないかというところが本心であります。

先ほどの答弁を聞いておりますと、町の条例に記載ある環境保全推進員の設置は現在実情がないんだというような答弁でございました。条例内では設置の目的であったり業務内容が明記されておまして、ごみ放置問題を解決する1つの手段としてこの環境推進員の活躍が期待できると個人的には考えたわけでありまして、その実態がないと。環境推進員というのを今、設置しているという状況ではないと答弁であったことが、何かちょっと残念かなと思うところでございます。

この環境保全推進員、今後も設置する考えはないのか、その必要を感じておられないのか、その点ちょっと御見解をお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

今の社会状況では、個人主義の広まりにより、町外や県外の方から地元推進員さんに直接啓発してもらおうとトラブルも予想されます。環境保全推進員の設置につきましては、現在のところ考えておりませんが、ボランティアの方や清掃活動を行っている住民の皆さんに一度声も聞かせてもらいたいと考えます。それに合わせて任命していくものでございますから、任命の方法も公募なのか、区の推薦なのか少しづつ考えてみたいと考えます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

今聞いてますと、町外から来られる人とのトラブル等も懸念されるので、いたずらにそこへ行ってもらうのも難しいというような答弁やったと思うんですけども、ですから県の環境監視員という人は警察OBの方が任命されてるんで、そういういわゆる職責をやってきた人なら、そういうふうな対処方法とかも分かっているんで強く言うてよということを県にも言うてよということ。

また、町もこういう条例の中に推進員があるんであれば、そういう人たちと協力をしながら、1つでもごみを減らせるように取り組んだらどうですかという意図がありますんで、その旨、ちょっとお伝えさせていただきたいと思えます。

今回、地元の区長も非常に強い憤慨、今年の夏も大分区長さんが走り回ってくれて、ほいてごみを放る人には注意し、大分啓発もしてくれて頑張ってくださいました。罰則の町独自の規定につきましては、ほかの法令等があるんで町独自としては設置は難しいんだという答弁でありましたけれども、他の地域の他の町の条例をちょっと調べてみますと、奈良県の天川村であったり、栃木県の鹿沼市なんかは、条例の中に自分でバーベキュー禁止であったり、花火禁止、キャンプ禁止、それに違反者には過料を

徴収するというような条例も設けられている市町もあります。

うちの町はうちの町で、町条例にそういう罰則規定を設けるのは今の段階は難しいということでもありますけれども、ほかの市町の条例も参考にしながら、できることはそういうふうに取り込んで、1つでも抑制につながるような改正にできたらいいなと思うんですけれども、ほかの市町の条例を参考にしてやっていく考えはあるのかどうか、ちょっとその点ちょっと部長、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

町独自の罰則規定につきましては、これからほかの自治体の事例を含め研究させていただきます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

かたがた夏場におけるこの不法ごみというのは、本当に地域を悩ましているところではございますので、ほんまに真剣になって取り組んでいていただきたいなとこのように申し添えさせていただきたいと思います。

2点目の大規模災害を想定しての町の考えについてということで再質問をさせていただきます。

先ほど近隣市町の援助体制について答弁で示されまして、事前の協議がされている点、また避難所運営マニュアルにおいても明記をしているんだということでございます。多くの被災者が有田川町受け入れるに当たって、キャパ的なものは大丈夫なのかという点がちょっと引っかかるところでございますけれども、その受入れ態勢を取れておるのかどうかという点について御見解を少しちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

岡議員の再質問にお答えさせていただきます。

避難所のキャパ的なものは、それぞれの避難所の収容というか人員の制限がありますので、それはそれぞれの避難所で対応できるように考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

有田川町の住民がイの一番のことだということプラス、そういう近隣で困った人のうまく受入れ態勢が取れるような対策というのをまた協議の中へ入れてやっていっていただきたいと思います。

それから、拠点機能形成車を管理する立場として、その役割の大きさであったり、責務の重大さというのは消防長、かなり大きなものを持っているのかなと思うんですけども、ちょっとその点、どう考えているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（谷畑 進）

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

岡議員の再質問にお答えさせていただきます。

岡議員のおっしゃるとおり、その拠点機能形成車を県一で持たせていただいているという責務は大変大役を持たせていただいていると感じております。それに伴いまして、車両及び資機材のですね維持管理これ非常に大切なことになってますんで、定期的な管理をやっております。また、運行訓練につきましても、非常に大きな車両でございまして慎重な訓練を積み上げて、災害が起こった場合にはすぐにも出動できるような体制を現在整えているところでございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

大規模災害ともなりましたら、かつて経験したことの無い被災状況に陥るのかなということが予想されます。先ほども市町との協力体制の中でキャパ的なもんもお話をさせていただきましたけれども、いかにこの防災公園の整備という点について、住民の皆様も大きなことだと考えていると思いますので、今後とも防災・減災施策は町の最重要課題の1つであるという認識の下で、今後ともたゆまぬ努力であったり取組を町執行部にお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（谷畑 進）

以上で、11番、岡省吾君の一般質問を終わります。

以上で、日程第1、一般質問が全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次回の本会議は9月17日、水曜日、午前9時30分から開議させていただきます。

~~~~~

散会 15時45分